

会 議 録

1 会 議 の 名 称	教育福祉常任委員会
2 日 時	平成30年12月11日(火) 午前 9時30分 開会 午後 1時43分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (6人)	山田 昌紀 中山真由美 宮脇 俊彦
	斉藤 裕樹 土山由美子 大山 学
5 欠 席 者	相馬 欣行
6 説 明 員 (5人)	教育長(鍛代 英雄)
	教育部長(谷亀 博久)
	学校教育担当部長(宮林 英樹)
	学校教育課長(守屋 康弘)
	学校教育課主幹(兼)保健給食係長(桐生 俊也)
7 傍 聴 者	15人
8 事 務 局	次長 主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 議案第 8 1 号 平成 3 0 年度伊勢原市一般会計補正予算（第 4 号）

結 果 可 決

午前 9 時 3 0 分 開会

○委員長【山田昌紀議員】 ただいまから、教育福祉常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

会議は、配付してあります次第により進行いたします。

ここで、執行者側から教育長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○教育長【鍛代英雄】 おはようございます。

ご審査いただきます議案第 8 1 号につきましては、先日の本会議におきまして、総括的にご審議をいただいたところでございます。本委員会におきましては、細部までご審査いただきまして、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長【山田昌紀議員】 ありがとうございます。それでは、議案第 8 1 号「平成 3 0 年度伊勢原市一般会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

補正予算は、申し合わせにより委員会への付託を省略するところですが、議会運営委員会において、重要案件として委員会へ付託されることになりました。

教育福祉常任委員会では、昨年 1 1 月 1 6 日からことし 8 月末まで、中学校給食に関して、約 2 0 回の勉強会、協議会を開催してきました。生徒たちへの食育の充実、核家族化の進行に加え、女性の社会進出が進んでいる中で、弁当をつくる負担を軽減する子育て支援、そして、経済的に厳しい状況にある貧困家庭への支援の観点から、中学校給食を早期に実施することへ、かじを切ったことに対しては、評価をするところであります。

しかしながら、常任委員会として、中学校給食を実施している先進地を調査している中で、後発組の本市として、現在、提示されている選択制のデリバリー方式、加熱式という計画をこのまま進めていくことには、全委員、疑問が残りました。

教育福祉常任委員会では、ことし 6 月 8 日、委員の総意として、中学校給食に対する意見書を提出いたしました。一議員や会派が出した要望書とは違い、さまざまな考えを持った委員が集まり、取りまとめた意見書ですので、重く受けとめ、審査に臨んでいただきたいと思います。

そこで、本案については、本会議の際、細部にわたって説明がされているところではありますが、ただいま申し上げた意見書に記した、1、食育、公平性の観点から、選択制ではなく、全員喫食をめざすこと、2、食物アレルギーを有する生徒にも対応した給食を提供すること、3、今後想定される、市内小学校給食室

の老朽化も考慮した長期的視点を持つ中学校給食計画を示すこと。

以上3点、8月17日付でご回答いただきました内容について、改めて教育長からご説明をお願いいたします。

○教育長【鍛代英雄】 ことしの6月8日に本委員会からいただきました、中学校給食に対する意見書につきましては、真摯に受けとめさせていただいております。

それでは、これから、8月17日付で回答いたしました内容について、改めてご説明をさせていただきます。なお、回答書の中で、括弧書きをしている部分につきましては省略させていただきますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

まず、ご意見の1、食育、公平性の観点から、選択制ではなく、全員喫食をめざすことにつきましてでございます。

中学校給食につきましては、小学校給食と同様に、生徒全員が給食を食べることが原則であると考えております。しかしながら、民間事業者の既存調理施設を活用して実施する本市のデリバリー方式の給食では、アレルギーを起こす食材を除く除去食や代替食を提供することが難しいことや、家庭弁当に対する保護者の心情を尊重するために、給食を利用するか、家庭弁当にするかを選択できる、選択制を採用することとしております。

平成17年に実施した昼食に関するアンケート調査の結果におきまして、中学校での弁当についての問いに対し、「良い」または「どちらかといえば良い」と答えた小学生の保護者が19.4%、中学生の保護者が37.6%、中学校の昼食がどのようになるとよいと思うかという問いに対して、「弁当を続けて欲しい」、「学校で宅配弁当が注文できると良い」または「選択制給食になると良い」というように、小学校における給食と異なった方式がよいと答えた小学生の保護者が26.9%、中学生の保護者が37.6%という状況であり、また、このたび実施いたしました中学校給食についてのアンケートにおいて、児童生徒の保護者の20%前後が、「弁当をつくってあげたい」と答えています。

また、中学校給食についてのアンケートの結果、デリバリー方式の給食について、異物混入や食中毒が起きることを懸念している保護者や児童生徒がいることが判明いたしました。

こうしたことから、中学校における昼食を現行の弁当から給食に変更するに当たり、給食を円滑に実施するためにも、当面は選択制を採用することが適切であると考えております。

なお、給食の喫食率につきましては、このたび実施したアンケートの結果からも、当初は30%程度と考えておりますが、児童生徒の保護者の約55%が、給食を「毎日注文したい」または「週に2～3回注文したい」と答えており、「注文しない」と答えているのは約8%であることなどから、試食会や試行等を通じて、栄養士が献立を作成する給食の安全性やおいしさを実感していただくことなどにより、早期に50%程度とし、その後100%をめざすことは十分可能であ

ると考えておりますので、継続的に喫食率を高める取り組みを行うことにより、できるだけ早い時期に、選択制から、給食を原則とするようにしたいと考えております。

食育につきましては、給食を活用して食育を行う場合、生徒全員が給食を食べる中で行うことが望ましいとは考えますが、献立表を教室に掲示するなどして、弁当を食べる生徒にも食材やその調理方法などについての知識を身につけさせることはできると考えております。

公平性につきましては、選択制では、全ての保護者に給食を選択する権利がありますので、中学校給食を実施するために公費を投入することについて、公平性は確保できると考えております。

なお、民間事業者の既存施設を活用した加熱式のデリバリー方式の経費試算では、喫食率50%の場合の1食当たりの市負担額は約486円、喫食率100%の場合の1食当たりの市負担額は約330円でございます。

次に、2、食物アレルギーを有する生徒にも対応した給食を提供することにつきましてでございます。

食物アレルギーを有する生徒への対応につきましては、文部科学省の学校給食における食物アレルギー対応指針等に基づいて、食物アレルギーを有する生徒にも給食を提供することを基本的な考え方として取り組みます。

具体的には、献立表等でアレルギーに関する情報を可能な限り詳細に提供することにより、アレルギーの原因となる食材が使われていない場合や生徒自身がアレルギーの原因となる食材を除去できる場合は給食を食べることができるようにいたします。

アレルギーを起こす食材を除く除去食や代替食を提供することにつきましては、現在、他市町に中学校給食を提供している民間事業者の県内の調理施設には、基本的に通常の給食を調理するものとは別の調理設備はないと聞いておりますので、民間事業者の既存調理施設を活用して実施する本市のデリバリー方式では難しいと考えております。

なお、契約の相手方となる民間事業者を選定する際には、生徒たちに安全安心な給食を提供できるよう、単なる価格競争入札方式ではなく、給食調理の実績などの資格基準を設けるとともに、衛生管理基準を遵守した事業提案を求め、総合的にすぐれた提案を行った事業者を契約相手方として選定するプロポーザル方式をとりたいと考えておりますので、詳細な条件につきましては、先進市の事例を参考に、今後検討してまいります。提案項目の中に食物アレルギーへの対応を入れることについても、検討してまいりたいと考えております。

最後に、3、今後予想される、市内小学校給食室の老朽化も考慮した長期的視点を持つ中学校給食計画を示すことにつきましてでございます。

市内小学校では、現在、自校方式で給食を実施しております。10校の給食室は、昭和40年代に建設した施設が1校、50年代に建設した施設が5校、60年代が1校、平成に入って建設した施設が3校です。給食室の中には、老朽化が

進んでいるものもありますが、給食の安全性等を確保するため、必要な修繕等の実施に努めております。

小学校給食につきましては、現段階では、自校方式を引き続き実施することとし、平成32年度までに長寿命化計画を策定し、同計画に基づいて改修等を実施するなどして、現有施設をできるだけ長く活用することを基本的な考え方としております。

したがって、中学校給食につきましては、小学校給食とは別に、民間事業者の既存施設を活用した加熱式のデリバリー方式で給食を実施したいと考えております。

なお、給食室によっては、長寿命化計画策定のために実施する調査、点検等の結果、改修等のために多額の経費を必要としたり、改修等では必要な機能、性能を確保することが難しいと判断されることも考えられます。この場合は、給食の方式を含めた検討も必要になり、その中で、中学校給食について改めて検討することも考えられますが、民間事業者の既存施設を活用して実施する本市のデリバリー方式の給食は、施設整備等の当初経費が最も少ない方式でありますので、柔軟な対応が可能であると考えております。

いずれにいたしましても、今後作成する長寿命化計画の内容を踏まえた上で、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○委員長【山田昌紀議員】 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

なお、発言の際は、挙手をして委員長の許可を得てからお願いいたします。また、発言は簡潔明瞭に、質疑項目が多い場合には3項目程度に区切って、お願いいたします。

それでは、質疑をお願いいたします。

○委員【大山学議員】 前段の、当委員会が出した意見書に対する教育長の回答は納得できるところでありますけれども、今回上程された補正予算を認めるということは、方式を含めて、将来の伊勢原市の中学校給食のあり方をこの委員会で認めることなので、慎重に審査せざるを得ないものと考えております。

そこで、先ほど、意見書に対する回答がありましたけれども、最初は喫食率30%からスタートするというのが、まずは当委員会として、一番ひっかかっているところです。なぜ100%を最初からめざさなかったのかということで、そこで質問いたしますけれども、まず、30%の根拠は、先ほど教育長から説明がありました。

生徒の費用負担と経費で、ハマ弁ですけれども、利用率が1桁なので、1食当たりの生徒の負担が300円で、かかる経費が2500円という試算も出ております。これは、喫食率が低いために1人当たりの経費が多くかかるということですが、30%、50%、100%で、先ほど教育長のほうからも多少、触れていましたけれども、経費をどのぐらいに見込んでいるかということと、本会

議の答弁の中で、30%から、将来的には100%をめざすとしていますが、今回、設計として中沢中学校が予定されていますけれども、将来、100%となった場合に対応できるキャパシティーを基本的な設計の中に含んでいるのかどうか、さらには、今、選定業者はまだ決定はしてないんですが、早期に喫食率を30%から50%、100%にしていきたいということなので、業者の給食に対する供給能力をどのように考えているのかを質問いたします。

以上です。

○教育長【鍛代英雄】 まず、私のほうから、当初の喫食率を30%程度と見ている理由につきまして、ご説明いたします。

1つは、県内他市で、6団体程度で実施をしておりますけれども、鎌倉市は非常に高い状況でございます。また、逗子市も非常に高い状況でございましたけれども、それ以外の県央の各市の状況等を見ますと、30%程度になっていることが1つです。

もう1つは、本年5、6月に実施いたしましたアンケートの中で、先ほども申し上げたところでございますけれども、「毎日注文したい」と「週に2～3回注文したい」を合わせますと55%ぐらいですけれども、そのうち、「毎日注文したい」という回答は、小学生の保護者は30.2%、中学生の保護者は31.3%でございます。

こういったことも踏まえまして、当初は30%程度かなと考えたところでございます。

私からは以上でございます。

○学校教育課長【守屋康弘】 続きまして、費用の面について、まず、お答えいたします。

試算におきましては、デリバリー方式は、50%の選択式の場合、10年累計では1食当たり486円で、全員喫食の場合は330円、20年累計では、選択式の場合は474円、全員喫食の場合は324円と試算をしております。

しかしながら、実施に当たりましては、調理事業者はプロポーザル方式により選定する予定ですので、単価が安いことが事業者の選定条件ではございません。また、事業者選定は来年度夏までに行う予定ですので、現段階において、単価について具体的に申し上げることはできません。

次に、今回の中沢中学校のキャパシティーの問題ですが、喫食率の場合、30%の見込みがございしますが、配膳室につきましては、全員喫食ができることを前提に設計するようにしております。

続けて、調理事業者の供給能力についてですが、現在、県内において給食を提供している複数の事業者から、実施に向けて前向きな回答をいただいております。供給能力は見込まれると考えております。

以上です。

○委員【大山学議員】 先ほど、教育長のお言葉の中に、教育と家庭の要望をしんしゃくした中で、選択式としたということですが、教育、食育を鑑み

ると、やっぱり最初から全員喫食をしたほうが、すんなりといくのではないかと私自身は考えております。

るる、30%にしたということは説明がありましたけれども、どうしても給食がだめな子どもに対しては、選択式という選択肢はなぜとらなかったのかというところが一番疑問ですけれども、経費の問題というのはもう、新しくつくる給食に対応する施設に対しては、100%に対応できるということなので、最初から100%、なぜそういう考えを持たなかったのかが非常に疑問ですが、その点に関しては、回答をお願いいたします。

○教育長【鍛代英雄】 繰り返しになってしまうかもしれませんが、私どもとしては当然、100%をめざしております。ただ、現実問題考えますと、本市はずっと中学校は家庭弁当を中心としたものでございます。先ほどと、本当に繰り返して恐縮でございますが、平成17年のときのアンケートもそうですし、今回のアンケートもそうですけれども、保護者や子どもの中に、弁当に対する思いが非常に強いものがございます。

例えば、保護者から見ますと、なかなか中学生になりますと思春期で、子どもとの関係がいろいろと難しい。そうした中で、弁当をつくって、子どもに食べさせることが1つの子どもとのコミュニケーションのきっかけにもなっているということで、したがって、弁当を続けたい。

また、家族の中でお勤めの方もいらっしゃるでしょうし、高校以上の学校に通っている人もいるでしょう。どうせ弁当をつくる。だとすると、もう1つぐらい、一緒につくるから、そのほうが割安だろうし、それほど負担にもならないから、弁当を続けたい、そういった保護者の思いが強く受けとめられます。

また、子どもたちは、やはり中学校になったら、今まで小学校の時、給食ですから、給食と違ったものを食べたいと。それと、嫌いなものを入れないで、好きなものだけでおかずもつくってもらえる。部活などに参加している子などは、やはり運動関係の部活ですと、おなかもすくので、量も多目にしたり、そういったときに、弁当なら弾力的に対応してもらえる。そういったことから、弁当がいい、こういった思いが強くございます。

それと、他の町で昨年秋に、デリバリー方式について、いろいろと問題が出ました。大分、マスコミ等でも大きく取り上げられまして、今回、ことし行ったアンケートには、そのときのマスコミの報道等を大分気にしているという回答が見受けられました。1つは、デリバリー方式の場合は異物混入が心配だとか、食中毒が心配だとか、おいしくないんじゃないかとか、そういうこともございました。

そういった中で、本市としては、そのデリバリー方式を導入したいと考えておりますので、スムーズに給食に移行するために、申しあげましたようなことから、やはり最初は選択制で実施をしたほうがよろしいだろうと判断したところでございます。

それで、食育の点でございますけれども、確かに、大山委員ご指摘のとおり、

食育をやるために、今、小学校のことを考えれば、給食は食育のための重要な場ですから、全員同じ食べ物を食べている、そのほうが望ましいと、私どももそのように思っております。

ただ、申し上げたようなことで、まず最初は選択制にさせていただきたいと思っておりますけれども、選択制だからといって、食育ができないわけではないと考えております。先ほどもちょっと申し上げましたけれども、給食を食べている子がいるとすれば、その給食を材料として、食材ですとか料理などについて、食育の観点から、弁当を食べる子についても情報提供できるでしょうし、そもそも食育というのは、給食は重要な場ではございますけれども、給食の場だけではございませんので、現在も中学校で食育を行っております。中学校における教育指導全体を通じて、食育については取り組んでおります。

さらに、申し上げましたように、県内では、基本的にはデリバリー方式の場合、選択制で各市でやっておりますので、そういったところの事例等も参考にしながら、仮にクラスの生徒全員が給食を食べない状態でありましても、今回の給食導入をきっかけにして、これまで以上に食育が進むように、取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

○委員【大山学議員】 食育は給食だけではないというのは納得しますけれども、先ほど、教育長のご答弁の中で、嫌いなものとか、違うものを食べたいというアンケート結果、それは食育とは矛盾する考え方ではないのかなと思っておりますけれども、その点に関してのご見解をお伺いいたします。

○教育長【鍛代英雄】 そう申し上げましたのは、あくまでも、最初、選択制を導入したほうがスムーズに給食に移行できるだろう、そういう理由の一つとして申し上げたことでございまして、当然、食育の観点から、好き嫌いが無いようにすることは大切なことだと思っております。

先般、一部報道がありましたけれども、無理強いはいけませんけれども、やはり自然に、嫌いなものがないようにしていく、それが給食を使った食育、給食に限らないですけれども、教育課程全般について、食育の一つだと思っております。

以上でございます。

○委員【大山学議員】 先ほど、保護者が異物混入とかを心配しているというご答弁がありましたけれども、あれはごく特異な例であって、もし、そんなことが給食の業者であったら、その業者はもう潰れていますよ。だから、それが理由じゃないというのは、やっぱり丁寧に説明していかなきゃいけないと思います。

それを理由に、ちょっとメディアのほうが騒いで、取り上げ過ぎたので、保護者のイメージがそちらのほうに引きずられてきたのかなと私自身も考えていますけれども、その辺はデリバリー方式をとったとしても、安全だということは、やっぱり丁寧に説明していかなきゃいけなかったと思います。

そこで、別な面で、給食の献立を作成する場合、それから、給食を出しているのかというのを、業者と市のかかわり方を含めて、ご説明をお願いいたします。



○学校教育課長【守屋康弘】　まず、献立につきましては、市の栄養士が作成いたします。そして、調理事業者には、献立に基づいた調理の仕様、調理の仕方の指示書を出しまして、調理事業者は、その指示に従って調理いたします。また、その前段階として、給食に使われる物資、食材につきましては、市の給食会のほうで選定した事業者が納品する形で考えておりますので、小学校給食と同様に、物資の納品については対応できるように考えています。

以上です。

○委員【大山学議員】　市が献立を作成して、納入の食品も市が選定するというところでよろしいかと思えますけれども、その場合、もし何か事故があった場合、例えば、食中毒等があった場合は、その責任の所在と、当然、損害賠償ということも発生するかと思えますけれども、その点に関しては、どのような取り決め、または、市のほうはどのような考え方をしているのかをお伺いします。

○学校教育担当部長【宮林英樹】　食中毒等の発生時の責任は、給食の実施主体である教育委員会にあります。保護者への連絡等、学校が担う部分もございませけれども、教育委員会が患者への対応や保健所等と連携した原因究明、また、調理業者の指導、再発防止等を全般的に対応していくということでございます。

以上でございます。

○学校教育課長【守屋康弘】　加えて、賠償等の関係なんですが、給食という扱いになりますので、学校の活動の一部という扱いで、スポーツ振興センター等、また、全国市長会等の保険の対応になりますので、損害賠償等は、そちらを使って対応できると考えております。

以上です。

○委員【大山学議員】　その場合、損害賠償は市のほうが対応するということですが、業者の責に帰する事由であった場合は、その業者に対する指導監督、損害賠償はどうなるのかということと、食中毒等発生した場合は、業者が営業停止になるようなことも考えられますけれども、その場合、給食が提供されないようなおそれもあると思えますが、その辺の考え方を伺いたします。

○学校教育課長【守屋康弘】　まず、食中毒等の被害が発生した場合で、事業者の責任がある場合は、当然、市のほうで必要な求償は行っていく形になります。

それから、事業者が営業停止になった場合の対応ですが、その期間にもよるかと思えますが、一時的なものは弁当対応になってしまうと考えております。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】　伺わせていただきます。基本認識として、6日の議論でも明らかになりましたが、学校給食法第1条で、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい知識と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであると規定しております。食育基本法では、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとしております。

そういう観点から考えると、学校給食は全員喫食が基本と読まれますが、もう

一度、いろんな事例を先ほど述べられましたけれども、そういう認識を教育長は持たれているかどうかについて伺います。

○教育長【鍛代英雄】 お答えします。先ほど申し上げましたように、やはり給食は全員喫食が原則、基本であると認識をしております。

しかしながら、本市の場合、選択制での実施を提案させていただいておりますけれども、その理由につきましては、先ほど、他の委員のご質問にお答えしたとおりでございます。あくまでも導入当初は、やはり選択制という形で導入したほうがスムーズにいくんだろうということでございます。

できるだけ早い段階で、100%に持っていくようにめざして、周知等を進めたいということでございます。

以上でございます。

○委員【宮脇俊彦議員】 ということは、市は全生徒に供給する義務を持っているということでしょうか。

○教育長【鍛代英雄】 基本的には、学校給食法の理念からすれば、全員喫食なんだろうということで、学校給食法では、学校設置者に給食の実施について、努力義務なんですけれども、課していますので、そういう点からは義務があると認識しています。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 じゃ、別な角度から聞きます。加熱式デリバリー方式、選択制にしたと今回、出されておりますが、そうすると、アンケート結果で、30%、先々、50、100%をめざすとしておりますが、もし、30%でスタートするということは、例えば、私ですとカレーが好きだから、カレーとか豚カツになると、わっと人気が出て、90%ぐらい利用があり、嫌な、不人気なものは10%とか、そういうばらつきがあるということですよ。それはそういう認識でいいんですよ。

○教育長【鍛代英雄】 実際に、既にデリバリー方式で選択制を実施しているところの状況を見ますと、献立によって、特別大きな違いがあるということは承知していません。ですから、理論上は、ただいま宮脇委員がおっしゃったようなことが発生する可能性はあるのかもしれませんが、現実問題として、そういったことは承知していません。

何かあれば、学校教育課長のほうから補足をしてもらいます。

○学校教育課長【守屋康弘】 特にございません。

○委員【宮脇俊彦議員】 100%なり、そういう可能性はあるということですよ。だから、先ほど、施設としては、中沢中学校は100%対応できると思ったと思うんです。そうしないと、なぜかという、施設だとか備品というのは、90%とか100%来てもできるように対応していないと、注文が、例えば、急に90%とか来たら、いや、食器は70%しかありませんと、そんな話じゃないですよ。設備ができていないから、選択制というのはそういうことですよ。

そうじゃないと、皆さんが自信を持って、協議会にも出して、これ、おいしい

給食ですよと自信を持って言われていましたけれども、そういう状況をつくっていくわけでしょう。30%が50%になったら、急いで施設をふやして、80%になったらふやして、そんなことはないんですよ。選択制というのは、100%来てもいい設備を準備してやらないと、とんでもない話になりますから、それはそういう認識でいいですよ。100%来ても対応できるというのを準備するんだと。

○学校教育課長【守屋康弘】 先ほど答弁いたしましたように、施設につきましては、100%でも対応できるよう考えております。

また、今後、準備を進めていく中では、対応できるような準備はしていきたいと考えています。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 そういう準備をきちっとしておかないと、これは食器が足りないから、きょうは注文がありましたけれども、残念ながら、2割の方はやめていただきますということはできないということです。それだけの準備をするということを確認できました。

では、次へ行きます。

喫食率を、100%をめざすということで、大変何度も念押しされました。でも、できるだけ早くとか、当面は選択制と言いましたけれども、そうすると、遅くても10年後は全員喫食ということは、可能、十分あり得る、そういうことまでやるということをおっしゃっていると認識して、もっと早くて5年でも結構ですけれども、そういうことでいいんですか。

○教育長【鍛代英雄】 いつ100%になるかというのは、なかなか具体的な年数を明示することは難しいのかなと考えています。先ほども、申しあげましたように、できるだけ早く100%にしたいと思います。まず実施をさせていただきましたら、実際、実物を伊勢原の生徒たちが食べてくれるわけです。そうしますと、先ほど申しあげた、まず、デリバリー方式に対する安全性などについては当然、いろいろ疑問点は、すぐ払拭できるだろうと思っています。

あとは、やっぱり子どもの気持ちと保護者の気持ち、先ほど申しあげた、導入当初は選択制で実施したいと考えた理由の一つでございます。この辺はどうなのかということです。

ただ、それを待っていますと、いつまでたっても100%にならないと考えられますので、先ほども、ご意見に対する回答を申しあげましたが、しかるべき時期には、やはり給食を原則としますよと、そういう形に方向性を持っていくということも考えております。

以上でございます。

○委員【宮脇俊彦議員】 いうことも考えていますじゃなくて、できるだけとか、当面と言って、20年も30年も先では、当面でも何でもないということだと思いますよ。当面というのは、皆さんも先ほど言ったように、全員喫食が基本だと言って、当面、選択制だと。それで、10年たってもまだ、めざしています

とか、当面とか、そんな話は、ならないんじゃないですか。どう思われますか。そんなに、いつになるかわからないといったら、めざしているなんていうことにはならないし、当面なんていう言葉は使えませんよ。それ、どう思われますか。

○教育長【鍛代英雄】 できるだけ早くということなんですけれども、やはり保護者の心情、生徒たちの心情もあります。ただ、思っていますのは、アンケートの結果からは、先ほど申し上げましたことと繰り返しになるかもしれませんが、小学生の回答の中で、やっぱり中学生になったら、今までずっと6年間、給食を食べているので、給食とは違うものを食べたい。例えば、弁当を食べたいということもありますけれども、小学生は給食になれていますから、その子たちがどんどん中学生になるわけですので、子どもたちのほうの給食に対する感覚というのは、今の中学生とは違うというふうになると思います。

それと、これも繰り返して恐縮でございますが、保護者の思いというのはなかなか、心情的なものもありますので、ですけれども、やはり実際に、生徒たちがおいしく給食を食べるということによって、そういう心情的な問題も大分変わってくることも考えられますので、できるだけ早く100%にするように、さまざまな取り組みを続けていくということでございます。

以上でございます。

○委員【宮脇俊彦議員】 皆さんは執行者ですから、生徒がどうこうじゃなくて、最初に言ったとおり、全員喫食が基本だと。そういうのを実施する責務があると認識しているわけですから、きちっと主体的に、3年たてば一回りするわけですから、私は、遅くともと言ったんですよ。それが、それもできないようじゃ、全然なっていないということ指摘して、次に移りたいと思います。

試算した表が、10月で出されています。これはエアコンが、8月は、これとは違いますが、5億円でしたけれども、9月末には15億円かかると3倍になりましたけれども、これはそんなことはないというのでいいですよ、この表というのは。ちょっと確認したいので。

○委員長【山田昌紀議員】 給食室を改造するお金ということ。

○委員【宮脇俊彦議員】 そうそう。給食が各方式で、自校方式、親子方式で出されてきましたよね。これで決定の基準になって、これに基づいて、皆さん安いと言われているんですけども、これはエアコンみたいに、やってみたら数字がまるっきり変わるということではなく、自信を持って出されているということによるんですよね。これはみんなに、私たちにも配られた、検討のときに出された表ですね。

○教育長【鍛代英雄】 エアコンについてはちょっとコメントを控えさせていただきますけれども、お示ししています各方式別の経費試算につきましては、一定の条件、一定のデータをもとにして積算したものでございます。やはり実際に、例えば、施設についても、設計を発注して、その成果を盛り込んでいるということはございません。ですから、実施の段階でずれが生じるということはあるかと思えます。

ただ、こういった推計方法については、私どもが入手できるデータとかを考えると、合理性がある試算だと考えております。ただ、これを、例えば、金科玉条のようにして、実際の施設整備ですとか消耗品の調達等をやると、それはまたどうなのかという感じもいたします。そういったことでご理解をいただければと思います。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 これは一定の根拠ある数字だということです。そうしますと、これを根拠にして、安いと出ていますけれども、加熱式デリバリー方式の新設と既存とありますけれども、選択式、10年もたつと、ほぼ全員喫食と考えられるということではないですか。それが比較の対象になると考えていいんですか。

○教育長【鍛代英雄】 恐縮ですが、おっしゃっている意味がちょっと理解しきれないところがありますけれども、試算表につきましては、先ほど来、ご質問がありましたような、選択制というのを最初、導入をする予定でございますので、50%の場合と全員喫食の場合、2つ試算を掲げております。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 だから、先ほど言ったように、10年もたないうちに、皆さんは全員喫食だとなるんじゃないか。はっきり明言はしませんでしたけれども、そういうふうにと考えると、全員喫食が中心に考えられるんじゃないですかということを、この選択制というのは、ずっと40年も続くことはないということを知りたいんです。いいですかね。そうすると、10年前までは、選択制があるかもしれないけれども、どこかの段階では全員喫食に変わっていると認識していいのかということを知りたいんです。

○教育長【鍛代英雄】 そういう意味でしたら、基本的には全員喫食のときの試算値を1つ、デリバリー方式の場合の費用ということで捉えてよろしいかと思っております。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 ちょっと変わりますが、例えば、契約するときに、これは既存の施設を使うということですが、その施設は、10年とか20年は使えるという契約はされるんですか。それとも、そういうことは関係なく、契約されるんですか。

○学校教育課長【守屋康弘】 契約年数につきましては、現在、検討中でございますが、3年から5年程度の中で契約をしたいと考えております。

こちらの扱いではその年数になりますので、10年、20年使える契約にはならないと思っております。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 そうすると、加熱式の、既存の施設というのは、3年とか5年の形であり、そこが新設されれば、新設の欄が適切ということになるんですか。言っている意味はわかりますか。

○教育長【鍛代英雄】 基本的には、既存施設の場合は、施設云々ということではなくて、施設は業者のものでありますので、要は、業者が提供するサービスを購入するというご理解をいただければと思います。

一方、新設というのは、県内の、例えば、鎌倉市などのように、自前でデリバリー方式を実施するに当たって、自前の施設を事業者のほうにつくってもらったというケースがございまして、それは新設となるんだろうと。

私どもはあくまでも、業者が他市町に中学校給食を提供するために施設整備をして、そこで調理をしています。その供給能力に余力がありますので、情報を見て、その供給能力を活用して、伊勢原の生徒のために給食を提供してもらおうということで、その提供してもらう期間について、現在のところ契約期間としては、やっぱり1年という契約ですと、業者のほうも、そのためのいろんな対応、支障が生じますから、やっぱり3年から5年程度という期間での契約が、またどうなのかなと考えているということでございます。

○委員【宮脇俊彦議員】 そうすると、言っている意味は、契約はそれで、だから、10年そこが使えるということは、別に契約条項じゃないということですから、それはいつ、そこがもう使えないというふうに、その施設は40年たって、既存だから使えないとなったら、新しくやっぱり施設を設置するわけですから、これは新設になり、既存じゃないということですよ。

そうすると、新たに建物をつくったりするわけですから、それなりに費用が、この既存がそのまま適用されるということではないですよ。3年、例えば、10年で、この施設は40年、A社と契約してというふうになりませんか。そうすると、この試算の状況がまるっきり変わってくるというふうになりませんか。

○委員長【山田昌紀議員】 宮脇委員に申し上げます。今ご質問のことは、民間事業者のことだから、その市には関係ない話かなと考えますが。

○委員【宮脇俊彦議員】 これは、こういうふうに金がかかると試算が出されているということです。だから、ずっとこれは永久に新設が続くわけじゃなくて、例えば、A社の瀬谷工場が使っていると。でも、瀬谷工場、それは、最初始めるときは既存でもいいけれども、それはどこかで、そこはもう老朽化で使えなくなるとしたら、そこが新しく建てかえられるということでしょう。

○委員長【山田昌紀議員】 宮脇委員、そういうことは、事業者が建てるものであって、市がお金を出すものじゃない認識でいいですよ。それは事業者にお願いして、そのサービスを本市が買うというシステムですので、民間事業者のために建物を建てる新設の費用というのは、そこまでは伊勢原市はやらないということは理解していただければと思うんですが。

○委員【宮脇俊彦議員】 ちょっと委員長が答える問題じゃなくて、執行者で、言っている中身は、執行者は建てても、かかった費用は使うところに負担させるから、既存と新設があるんでしょう。同じだったら、別に関係ありませんよ。でも、かかったら、新設して、そこに20億円なり費用がかかれば、それは当然、使っている人たちに費用負担がかかるから、こういうふうに新設と基本が違いま

すよと。

それは、その費用を負担しろとは言いませんけれども、それは運営経費に当然かかってくるはずですから、そういうことを言っているんです。だから、皆さんも分けられた。1本ならいいけれども。

○教育長【鍛代英雄】 お答えします。基本的には、デリバリー方式の場合は、それと、センター方式の事業者の設置の場合も、事業者のほうから見積もりをもらいまして、その見積もりをもとにして、この試算は出ます。

その場合で申し上げますと、見積もりの中には、当然のことながら、企業として、収益が上がることを前提として、原価計算をした上で、見積もりをつくっています。その原価の中には、宮脇委員のご質問の中にありました、重要な施設である調理施設などの減価償却費など、当然、見込まれていると思います。

ですから、そういう施設が老朽化して、今の施設が使えなくなれば、事業者は建てかえるんでしょうけれども、建てかえたからといって、契約額がそんな極端に変わるということは通常ないだろうと。それは私たちが日常的にいろんな品物、商品を、メーカーが製造したものを購入していますけれども、メーカーのほうも、工場を建てかえたりとか、随時やっているわけですね。それで、その金額は大きくはね上がるとか、品物によってはあるのかもしれませんが、通常は余らないと。そういうことでご理解をいただければと思います。

新設の場合は、先ほど申し上げましたように、基本的には、鎌倉市のように、専用施設を業者につくってもらう。そうすると当然、それは専用施設ですから、その施設の整備にかかる経費も全部、本市が負担するという形になるわけです。それと既存施設は、繰り返しですけれども、それとは性格が違うということでございます。

以上でございます。

○委員長【山田昌紀議員】 宮脇委員に申し上げます。質問は簡潔に、よろしくお願いたします。後で意見を述べる時間をとっておりますので、よろしくお願いたします。

○委員【宮脇俊彦議員】 質問をしているんです。だから、言いましたように、直接、施設費を払うんじゃないくて、減価償却、ちゃんとここに出ています。既存の施設では4647万円、新設だと1億3845万円と示されているんですよ。それがベースになっているから、こっちの新設方式だと金額がはね上がってくる。だから、委託料が結局、はね上がるというふうになるということです。それが示されているから、新設するときの、既存の施設が何年使えるかという考慮がないから、そういうことになるんじゃないですかということを聞いているんです。

○教育長【鍛代英雄】 お答えします。1つ考え方として、いわゆるスケールメリットの問題というのを考慮していただくとおわかりになるのかもしれませんが。新設の場合、先ほど来、申し上げます、伊勢原市専用施設です。ところが、私どもが活用したい既存施設は、他市町に給食を提供している施設です。ですから、施設全体の経費は当然、伊勢原市単独のものが当然大きいんでしょうけれど

も、ただ、伊勢原はそのうちの一部を使うわけですので、そういったスケールメリットは当然あると思っております。

以上でございます。

○委員【宮脇俊彦議員】　　ちょっと、聞いたことに正確に答えていないと思うんです。やはりこの試算表によると、全員喫食で加熱方式、新設だと30年間で74億円、自校方式だと47億円です。それから、40年間を見ると、新設すると96億円です。自校方式だと60億円です。皆さんが安いというのは、加熱式の選択の42万円を指していますけれども、選択式じゃなくて、早期に全員喫食に移すと言っていて、既存の施設だと57億円ですけれども、新設だと96億円と、これだけの負担が市にかかるということも、これは試算が出されていて、施設の既存が何年かもわからないと、これはきちっとした評価にならないんじゃないんですか。どう思われますか。

○教育長【鍛代英雄】　　お答えします。先ほど申し上げたところでございますけれども、既存の場合は、あくまでも民間事業者の既存施設を使うということでございますので、それが、現在の施設が老朽化して、建てかえなどをする場合も当然あるかと思えます。その場合も結局、本市専用ということではございませんので、ある意味、経費としては、平準化されているといえますか、現在の施設の場合の経費と施設を建てかえた後の経費というのは、ほとんど同じといえますか、そういうふうに、あくまでも伊勢原市専用の施設であれば、老朽化したといったら、また新しく建てかえなければいけないとか、そういうことになるかと思えますけれども、ということではございませんので、基本的に、既存施設の場合で、現在の施設が老朽化して建てかえたからといって、新設になるということではないということをご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長【山田昌紀議員】　　ほかに。

○委員【斉藤裕樹議員】　　私からも、いくつか。今回の試行校は中沢中学校としていますが、中沢中学校とした理由を、前回、議場で聞きましたが、もう一度確認させてください。

○学校教育担当部長【宮林英樹】　　先行実施校を中沢中学校といたしましたのは、検証を行うに当たり、規模的に適当であるということと、あと、栄養士が実施状況を確認することがございますので、訪問するのに、市役所から一番近いことから選定した次第でございます。

以上でございます。

○委員【斉藤裕樹議員】　　規模が適当というお話ですけれども、何が適当なのか、よくわからないんですけれども、どういう根拠で適当とされたのか、伺います。

○教育長【鍛代英雄】　　お答えします。端的に申し上げれば、生徒数が一番少ないことです。いろいろと先進市の状況を勉強して、円滑に実施できるということで、事前に準備して試行したいと思っておりますけれども、やはり伊勢原市の



状況と他市の状況は、必ずしも全く同じということではございませんので、何かふぐあいが生じるかもしれません。

そういったことも考えますと、やはり生徒数が多い学校でやるよりは、少ない学校でやったほうが、その辺、検証としていいのかなという判断でございます。

それと、もう1つの理由としては、先ほども申し上げたように栄養士等がいろいろと行ったり来たりするときには、市役所から近いほうが、その辺の便もいいという2つの理由から、中沢中学校ということで選定をしております。

以上です。

○委員【斉藤裕樹議員】 わかりました。配膳室の設置場所については、金工室ということでもよろしいんですね。金工室がなくなるということになりますと、授業に影響はあるのか、ないのか、お答えください。

○学校教育担当部長【宮林英樹】 授業につきましては、支障がないと考えております。技術・家庭科の過去の教育課程では、金属加工というのがあったんですけども、今はものづくりということで、技術科のほうはなっており、木工室がございまして。複合材料として製作等をしておりますので、金工室のほうは今、使用していないといえますか、どちらかというところ、そういった荷物を置いたりしていますので、支障はないと考えております。

○委員【斉藤裕樹議員】 わかりました。では、試行を行う目的というのを伺いたいと思います。

○教育長【鍛代英雄】 試行を行う目的でございますが、1つは、先ほどお答えしたこととも関連しますけれども、やはりスムーズに給食を実施したいと。そのときに、既に実施をしています他市町の状況を勉強した上で、これなら大丈夫だろう、スムーズにいくだろうと整理した上でやってみるんですけれども、やはり実際、現場でやってみると、予測できなかったような問題も生じないとも限りません。

そういった点について、やはり確認をした上で、全校に拡大する上では、改善をして実施をする。そういったようなことで、試行というのを実施したいと考えております。

以上でございます。

○委員【斉藤裕樹議員】 試行をするということで、今お答えになったような確認をしながら、スムーズに進めたいという。試行というならば、何か検証するわけですが、アンケートをとったりとかする形になるかと思うんですけれども、あとは実際、何が起きるかとか、そういう話だと思っておりますね。

試行を行うことによって、その結果によって影響が出てくるわけですが、それはどういう形で対応されていくのか、1つ確認したいと思います。

例えば、今度、全校実施がありますね。それに向けての試行だと思いますが、試行結果によって影響を受ける範囲というのは、どういうものなんでしょうか。

○教育長【鍛代英雄】 お答えします。斉藤委員ご指摘のとおり、試行することですので、その状況について、検証いたします。そういった点で、問題

点が把握できましたら、その問題点の改善策を考えるわけですね。その改善した内容で、ほかの3校への拡大をするときには実施をするということでございます。

いろいろ発生すると思われる課題については考え、できるだけそういった問題が発生しないように、事前に準備をしたいと思えますけれども、可能性としてのご話でございますけれども、例えば、子どもたちが配膳室から各教室に給食を運ぶときに問題はないかとか、あるいは、献立につきましても、栄養士が生徒たちの嗜好も考慮して、もちろん栄養バランスが重要で、当然ですけれども、献立をつくって、それをもとにして調理してもらって、生徒たちに提供するわけですけれども、果たしておいしく食べてくれるのかとか、そういった点など、さまざまな面につきましても、やはり確認をした上で、これは問題だと整理できたものについては、繰り返しですけれども、改善策を検討して、その改善後の内容で、ほかの3校で実施をしたいということでございます。

以上です。

○委員【齊藤裕樹議員】 わかりました。つまり、1つ心配なのは、試行まで行ったものの、その先、全校実施までできないような自治体もあるわけですけれども、伊勢原市の場合、100%喫食については、できるだけ早くというようなことでしたけれども、全校実施の予定については、もうロードマップができているところに、試行によって影響はないのか、試行、全校実施の予定について確認したいと思えます。

○教育長【鍛代英雄】 試行につきましても、本予算をお認めいただきましたらということでございます。また、平成31年度の当初予算などにも必要な所要の経費を計上させていただきたいと思っております。そういったものをお認めいただくのが大前提ですけれども、お認めいただきましたら、その予算執行を適切に行いまして、まず、試行につきましても平成32年1月、つまり、31年度の3学期から実施をしたいと思えます。先ほど申し上げたように、その試行の状況を検証した上で、必要なものについては、必要な場合には対応した上で、ほかの3校への拡大については、その1年後、平成33年1月、32年度の3学期を考えております。

こういった方式をとっているのは、県内でも、例えば、座間市であるとか、藤沢市だとか、幾つかございます。そういったところを考えましても、基本的に、齊藤委員ご心配いただいていますように、中沢中学校で試行して、その結果、ほかの3校への拡大ができないといったことはないと思っております。

以上でございます。

○委員長【山田昌紀議員】 ここで暫時休憩いたします。再開は10時50分になります。

午前10時34分 休憩

---

午前10時50分 再開

○委員長【山田昌紀議員】 再開します。

質疑のある方は挙手にてお願いします。

○委員【土山由美子議員】 それでは、質問させていただきます。

宮脇委員のほうから、給食設備についての経費の質問が幾つかありましたけれども、ちょっと私のほうからもそれにかかわることをお尋ねさせていただきます。

以前に示された経費の比較表におきましては、自校方式、親子方式、センター方式、デリバリー方式の比較において、確かに初期投資などを比べますと、自校方式などに比べますと、民間業者の委託のデリバリー方式が、費用の面で安いというところから始まっておりましたけれども、10年、20年、30年と長期にわたった累計を見ますと、だんだんその費用の差が、運営費ですとか委託費ですとかを比較しますと差がだんだん縮まってくる。そして、しかも自校方式では、給食設備をつくったとしたら、そういう建物が、市民の財産として残るということもありますよね。それに比べると、デリバリー、民間委託は、払ったお金がそのまま消えてなくなるということですし、自校方式ですと、そこに雇用する給食員ですとか、なるべく市内の業者、市内の人たちを雇用するということになるかと思えますけれども、そういった費用が伊勢原市から逃げてしまうようなお金とかも考慮して、長い目で見たときに、税金の使われ方として、このままで果たしていいのかなというところも気になる場所なんですけれども、市としては、その辺のように、このままデリバリー方式でお金がどんどん使えばなしになってしまうという状況と、自校方式で、初期投資は高いかもしれないけれども、ある程度市の財産として残る、ほかの面も考えて、その辺を考え、長期でありますので、ちょっと難しいかもしれませんが、お考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○教育長【鍛代英雄】 お答えいたします。確かにお示ししています試算表は、年数がたつにしたがいまして、私どもが実施したいと考えています、民間の既存施設を活用したデリバリー方式の費用とほかの方式との費用の差が縮まってまいります。特に自校方式とか親子方式などとの差が縮まってくると思っておりますけれども、これは、試算算出上の前提から来ているんですけれども、自校方式の場合は、適宜必要な改修等の経費を算入しておりません。当然、施設を建設しますと、10年、20年とたつにしたがって、大規模改修等を実施しないと、施設の効用は維持できないわけですが、そういったところが、この試算表は考慮しておりません。そのあたりは、試算表のところにも明記してございます。

一方、デリバリー方式、既存施設の活用の場合は、先ほども申し上げましたように、業者のほうからサービスを買うということですから、当然、原価の中に既存施設の減価償却費はもちろんのこと、必要なメンテナンスといえますか、改修経費が原価の中に盛り込んである。そんな内訳まで詳細はもらっていませんから、断定はできませんけれども、原価計算の常識からすれば、そういった経費も見込んである。ですから、それは変わらないといえますか、そういうことでございます。それが大きな違いなんだと認識しております。

それと財産の関係でございますけれども、確かに土山委員ご指摘のようなことが言えなくはないと思います。ただ、財産は何かというと、基本的には給食の提供のための施設でございますね。ですから、そういう意味からすれば、民間事業者から給食の提供というサービスを継続的に購入しているのと、ある意味、同じなのだろうなと思うんですね。（発言する者あり）財産について、だから、どういう違いがある、市で自前で建てたら、その財産、民間からサービスを購入すると、そういった物理的な財産がないという違いは、ご指摘のとおりだと思いますけれども、ただ、やはり先ほども申し上げていますように、そうすると、経費面の差が縮まっていくことの大きな要因として、必要なときに、それなりの経費がかかる、改修等の経費がということになれば、その差の縮まり方は違うわけですから、そういうことから考慮すれば、やはり全体として見たときに、安全安心な給食をつくる、おいしい給食を生徒に提供するという目的を踏まえますと、やはり総体的に経費が少ないと考えられます既存施設を活用したデリバリー方式を採用するのが合理性があるのだろうと考えているところでございます。

以上です。

○委員【土山由美子議員】 ありがとうございます。それほど縮まらないかな、改修費を含めれば少ないのかなというところは理解いたしますけれども、例えば、給食施設のようなものがあることによって、昨今、日本は災害が次から次へと起こっていますけれども、災害時にそういうところを活用するなどという可能性もあるかと思うんですけれども、そういったことについては何か見解はお持ちでしょうか。

○教育長【鍛代英雄】 確かに私ども、4校の中学校を大規模災害のときの避難場所として指定しております。そういった点について考慮する必要があると認識はしております。これにつきましては、給食ということではなくて、別の事業、具体的には平成31年度に中学校4校と小学校10校、14校で整備させていただきたいと思っておりますエアコンの設置の際に、中学校におきましては、災害が発生したときの燃料源となるような、対応するための、ガスなどが無いわけですので、それにつきましては、先般エアコンの関係のご質疑があったときにもお答えしておりますけれども、中学校につきましては、基本的にはガス方式というのを導入を前提として、今、設計を組んでおります。そうしますと、何か災害が発生したときも、ある程度の量のガスを常に備蓄している状況でございますから、それと、ガス調理器具は容易に接続できますので、そのガスを使って調理器具で、例えば、炊き出しをするとか、そういったことはできるのではないかと考えるところでございます。

以上でございます。

○委員【土山由美子議員】 あくまでガス、エアコン設置に関して、災害時のことを考慮しているということは大変評価できることだと思うんですけれども、簡単に考えれば、それも必要かもしれないんですけれども、鍋、釜、食器がそろっている給食室も大いに活用の余地はあるんじゃないかと思うんですけれども、

そういったことは考えられなかったということですか。

○教育長【鍛代英雄】 確かに給食室があって、それが無事であれば、そういうことも可能性としてあるのだろうと思います。ただ、事例として、全てを網羅し切っているわけではございませんけれども、やはり災害発生の際の避難場所での給食室の活用というのを調べてみますと、全くないわけではございません。いわゆる共同調理方式、センター方式のところでも、何かそれを活用して炊き出しをしたとかいう事例も報告されているようでございますけれども、必ずしも炊き出し等で給食室を活用するというということでもないように認識しております。

以上でございます。

○委員【土山由美子議員】 では、わかりました。経費については了解、ちょっと異論もありますけれども、そういうふうなお考えがあるということはわかりました。

別の質問に移りたいと思いますけれども、アンケートの結果で、注文しないという答えが約8%あったという報告を受けましたけれども、アレルギーで、やはり厳格に守った除去食でないと健康が守れない、アナフィラキシーショックを起こしてしまうというお子さんがある程度いると理解していますけれども、その8%相当という、イコールと見ていいのかどうかということを確認させてください。

○学校教育課長【守屋康弘】 現在の小学校の給食からの推計という話になりますが、今年度、小学校のほうでは、重度の食物アレルギーとしては一応347名、約7%という形で把握ができています。ただ、実際にそれらの方も、96名については除去食や情報提供等により給食の対応。あと、弁当持参の方は11名と聞いていて、約0.2%程度。その他の方は、アレルギーがあっても給食を食われていると理解しているところです。

以上です。

○教育長【鍛代英雄】 それと、補足ですけれども、アンケートの結果、弁当は注文しないというのが、確かに8%弱という数字が出ておりますので、その理由なんですけれども、別の質問で、注文したくない理由は何ですかという質問を用意しました。それへの回答から、大きな回答ですと、弁当をつくってあげたいから、こういった回答が、小学生の保護者で17.6%、中学校の保護者で21.8%。あと、弁当は量を調整できるから。先ほどもおっしゃいましたが、運動関係の部活などを行っている生徒は特にですけれども、デリバリーだと量が決められちゃうから。そうすると、やっぱりもっと多く食べたいという場合に対応できないんじゃないか。そういうご懸念だと思うんです。それが、小学校、中学校30%余りです。あとは、先ほども申し上げましたが、兄弟等の弁当をつくるので、一緒に弁当をつくったほうが経済的だとか、それと、子どもが異物混入を気にしているとか、そういったようなことです。また、全員喫食でないと、給食を注文する親が手抜きしているんじゃないかと思われるとか、そういったようなことが、その他の記載欄にも書かれています。こういったことが理由として、弁当を注文

したくないということになっているのだろうとっております。

以上でございます。

○委員【土山由美子議員】　でも、8%ということなので、やっぱり30%の喫食率とするということからすると、とても数字的にもっといけるんじゃないんですかという気持ちを持ちますし、せっかく実施するのであれば、本当によいものを提供しますという姿勢で、自信を持って滑り出していただきたいと思うんですけれども、そこで30%。先ほど他市を参考にしたとおっしゃいましたけれども、では、なぜ鎌倉市や逗子市の高い率で喫食率を実現しているところを参考にしなかったのか。何か参考にされたことがあれば、それをお聞かせいただきたいと思うんですけれども、どうなのでしょう。

○教育長【鍛代英雄】　お答えします。30%は、先ほど申し上げましたとおりでございます。ある意味、かたい数字とされているところでございます。私どもとしては、事前に試行するに当たって、試食会もやりますし、説明も十分させていただきますので、最初からもっと高い喫食率になっていただくのがありがたいと思っておりますし、そのように努力はいたします。ただ、やはり鎌倉市とか、お隣の逗子市は非常に高いんですけれども、それ以外の県央のところの状況を見ますと、30%で推移している事実も確かにありますので、そこは加熱方式ではございませんけれども、ありますので、やっぱりそういったことも考慮して、確実なところで、滑り出しは30%と、これまで申し上げてきているところでございます。ただ、中沢中学校で試行させていただくということになったときに、必ずしも30%であればいいやというわけでは、もちろんございません。できるだけ高い喫食率でスタートしたいという気持ちを持っていますので、そのために努力はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員【土山由美子議員】　その姿勢は本当に大切だと思うんですけれども、喫食率の低い他市、30%というのは、座間市のことをおっしゃったんですか。

○教育長【鍛代英雄】　座間市に限らず、海老名市ですとか、相模原市だとか、そういったところが30%。最近、相模原市は少し上がってきていると聞いていますけれども、そういったところを念頭にしております。

以上です。

○委員【土山由美子議員】　鎌倉市、逗子市で参考になることは何か発見しているのでしょうか。その辺を教えていただきたいと思っております。

○教育長【鍛代英雄】　鎌倉市は、実際私どももお邪魔して、いろいろ事情を伺いました。まず、何が決定版というのは余り、鎌倉市の業者も、何が高くなったのかな、高くなったのはありがたいんですけれども、やはり同じように先行して実施した県央のほうの状況を見ていたようですので、正直言って、担当された方も、ある種の驚きを持ったということを伺いました。やはり早い段階から、PTAも含めて、あるいはそれ以外のチャンネルも含めて、給食の実施、それと献立などの状況とか、安心で安全でおいしい給食を提供するんですよということを

周知に努めていただいた。そういったようなことです。予約システムの説明も含めて、そういったところを地道にやってくられたというのが大きな理由じゃないかと思っています。

あと、申し上げましたように、同じデリバリー方式の喫食率が高いところが鎌倉市とか逗子市でございます。そうすると、やっぱり地域性というものもあるのかなど。これはちょっと私ども客観的なデータを持っているわけではございません。全くの想像かもしれませんが、そういうところもあるのかなということも感じてはおります。ということがお答えになるかどうかわかりませんが、以上でございます。

○委員【土山由美子議員】 給食ではありませんけれども、去年スクールランチを試食させていただいて、業者別に食べさせていただいた経験、私もさせていただいたんですけれども、そのときに決定的な差があるなというふうに。1つの業者は、大変利用率、低いですが、低い中であっても、非常に高くなる時があったり、話題性も豊富。もう1つの業者がやっているところは低いままの推移だった。その辺のところは、何かお考えありますでしょうか。あれ参考になるのではないかと、私は考えますけれども、いかがでしょうか。

○教育長【鍛代英雄】 スクールランチですが、私も一緒にさせていただきましたが、業者のほうの工夫といいますか、利用率が高い業者はやっぱりメニューをいろいろ工夫しています。夏用のメニューだとか、生徒たちが好みそうなメニューを工夫していることがあるのだろう。やはりそのあたりは、私どもが導入したいと考えています中学校給食の献立の際にも十分考慮する必要があるのだろう。生徒たちにとって魅力ある献立というんですかね、それをできるだけ用意するように努力する必要があるのではないかと。それが、結局喫食率の上昇にもつながると思っています。

ただ、スクールランチは一般的な、いわゆる業者弁当といいますか、あれと全く同じものがございます。ただ、給食というものになりますと栄養基準等も遵守しないといけません。やはり条件が違う部分もございます。ただ、一生懸命、伊勢原の小学校の給食は大変おいしいと評価していただいておりますので、もちろんこれは献立だけじゃなくて、調理員の努力ということもあるのだと思いますけれども、献立の面などでも、そういった小学校給食のいいところ、そういうのを参考にできると思いますので、いろいろと工夫していきたいと思っています。

以上でございます。

○委員【土山由美子議員】 私もいろんな、メニューが豊富という以外にも、周知の仕方ですとか、非常に詳しい内容のお知らせを配布したり、掲示したり、それから、安全面も気をつけているというようなことにも及んでいたかと思えますので、ぜひ参考にさせていただければと思います。

次に、アレルギーのことです。先ほども触れましたけれども。アレルギー対応については、完全な独立した調理設備が必要ということで、なかなか委託の中ではそういう対応をしていただくのは難しいという見解だと思いますけれども、伊

勢原市だけでそういう設備をつくるのが、費用負担の面からいっても、難しいかなということがあるかと思えますけれども、例えば、近隣市と協力して、1つしっかりした設備を設置する、あるいは対応するというようなお考えですとか、あるいはアレルギーに対応している大病院が伊勢原市内にありますけれども、そういったところへの委託というのは、可能性は、ちょっと私も思いついたんですけども、全くないのか、どうなのか、その辺どういうふうに考えていらっしゃるのか、お聞かせいただければと思います。

○学校教育課長【守屋康弘】 先ほども答弁いたしましたように、食物アレルギーの対応につきましては、情報提供を行い、また除去食の対応など、食物アレルギーを有する生徒にも給食を提供できるようにすることを取り組んでまいりたいと思っています。

共同実施の件等につきましては、費用面等も考慮しながら研究してまいりたいと思っております。

あと、病院や企業とかの委託の可能性というようなことだと思いますが、実際病院や企業で食事を提供している事業者の情報収集はして、話は聞いているところですが、ただ、学校給食衛生管理基準等に準じた施設運営を行っているわけではございませんので、実際、給食のために提供というのは、可能性は低いのではないかと考えているところです。

以上です。（「以上です。わかりました」の声あり）

○委員【中山真由美議員】 それでは、質問させていただきます。

まず、1点目ですが、先ほど中沢中学校の配膳室をつくるに当たって、その場所が金工室を改修するというご答弁でしたが、他の中学校も同じような形を予定しているのか、まず、1点伺います。

○学校教育課長【守屋康弘】 先ほど学校教育担当部長から答弁ありましたように、各中学校の状況は同じであると考えております。まだ他の中学校につきましては、これから調整という状況ではございますが、金工室が有力な場所になると考えております。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 2点目ですが、給食管理システム、中学校給食専用ソフト運用作業業務について伺います。本会議場で、小学校の給食専用ソフトを活用する予定とのことですが、もう少し詳しい内容を伺います。

○学校教育課長【守屋康弘】 給食管理システムは、学校給食における献立の作成や栄養価の計算、さらには保健所等に提出する報告書等を作成するために使っているもので、給食事務の効率化を図っております。中学校給食用に導入を検討しているシステムは、現在、小学校で使用しているシステムが機能にすぐれ、利便性が高いことから、同システムに中学校システムのライセンスを追加することで使用したいと考えているところです。システムにつきましては小学校用と同様になりますが、小学校と中学校では給食の提供量や栄養価も違うため、1つのシステムで小学校と中学校のデータを管理することが不可能なため、別に用意す



る必要があると考えているところです。一方、システムは同じものを使用しますので、小学校で使用しているデータを使用できるなどの互換性があり、効率的に導入準備ができると考えているところでございます。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 ソフトの再質問ですが、確認させていただきますと、小学校の給食専用ソフトを活用して、中の、要は献立に対する量とか栄養バランスというのは中学校として対応していくため、ソフトの使用料金等という料金は発生しないということによろしいでしょうか。

○学校教育課長【守屋康弘】 ただいま答弁しましたように、小学校で使っているシステムと同じものは使うんですが、提供量であったり、栄養価が違うことから、別に管理しなければいけないということで、中学校用にソフトを導入しなければいけないので、使用料は発生するようになります。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 わかりました。じゃ、その互換性のみが共有できるということで、効率が上がるということで了解いたしました。

次に移りたいと思います。他議員から何度もご質問が上がっている喫食率の問題ですが、本市は100%をめざしていくということ、保護者にも説明していくということですが、具体的にどのように工夫されて、喫食率を100%に上げていくのか、こちらをお尋ねいたします。

○学校教育課長【守屋康弘】 給食の実施に当たりましては、生徒や保護者の希望者を対象に試食会を開催し、適温で提供する給食のおいしさを実感していただき、喫食率が上がるように努めたいと考えております。また、給食の予約のシステムのところでも、一括予約などにより、給食が注文しやすいような環境づくりに努め、喫食率の向上に努めたいと考えます。また、給食実施後はアンケート調査や、また、注文されている数等を参考に、献立や、また調理法などの工夫などをしながら、喫食率の向上に努めたいと考えているところです。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 喫食率に関しては、試食会等で保護者のご意見を伺いながら、喫食率が上がるように、ぜひ努力していただきたいと思います。

次に、アレルギー対応について、先ほど質問等ございましたが、先進事例を調査研究していくとのことですが、実行するための具体的なスケジュール、計画を伺います。

○学校教育課長【守屋康弘】 大変申しわけありませんが、現在のところ、実行のための具体的なスケジュールは未定となっており、今後、必要な調査研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員【中山真由美議員】 委員全員の思いでもありますので、ぜひこのアレルギー対応については、具体的な取り組みという形で進めていただければと思います。

次に移ります。委託契約について、民間事業者へプロポーザル方式で実施する

ということですが、具体的な契約内容として、喫食率やアレルギー対応等のことを伺います。

○学校教育課長【守屋康弘】 調理事業者との契約につきましては、現在、研究段階ではございますが、喫食率に応じた1食当たりの単価を定めるような単価契約を締結したいと考えております。あと、その中で、アレルギー対応の面については、プロポーザル方式で事業者を選定したいと考えておりますので、提案項目の中に食物アレルギーへの対応等を入れることを検討しているようなところでございます。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 アレルギー対応ができなくてもよいというふうなお考えではなく、ぜひ民間事業者へも、そのような対応を努力するようなことを契約内容に考慮していただければと思っております。

次に、長寿命化計画について伺います。本会議場で、現在の施設を、必要な修繕をしながら、なるべく長く活用していくとのことですが、財源がかかることは承知していますが、他市も、将来の経費を検討した上でセンター方式にかじを切っていると考えます。市の考えを伺います。

○教育部長【谷亀博久】 それでは、私のほうからご答弁させていただきます。冒頭、教育長が申し上げましたとおり、小学校給食につきましては、現段階では自校方式を理想としているところでございますので、引き続き自校方式を実施するというところで考えてございます。今後、長寿命化計画を策定し、同計画に基づいて改修を実施するなどして、現有施設をできるだけ長く活用して、すぐれた方式である自校方式の継続を基本的な考え方としております。

長寿命化計画策定のために実施する調査、点検の結果、小学校給食について、給食の方式を含めた検討も必要になった場合は、その中で中学校給食について改めて検討することも考えられますけれども、民間事業者の既存調理施設を活用して実施する本市のデリバリー方式の給食は、施設整備等の当初経費が最も少ない方式でありますので、柔軟な対応が可能であると考えてございます。いずれにいたしましても、今後作成する長寿命化計画の内容を踏まえた上で適切に対応してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 それでは、今のご答弁の内容の中で、施設が非常に今、老朽化しているのので、本当に私も現場を見させていただく中で、調理員が大変苦勞しながら、今、給食を提供して下さっているという現状を踏まえて、本当にそのことを考慮しながら改修を早目にさせていただくことをもう一回確認することと、また、現状ではセンター方式等は考えていらっしやらないと思うんですけれども、今後どのような形で、どのようなタイミングで、今のデリバリー、加熱方式をまた再検討されるのか、そのようなスケジュールを確認させていただきます。

○教育部長【谷亀博久】 まず、現在の給食室の状況でございます。議員も一

緒にごらんになったと思いますけれども、確かに老朽化してございます。ただ、必要な修繕については、毎年のように行って、現状維持に努めてございます。今、今後のスケジュールについて具体的なことは申し上げられませんが、先ほど申し上げましたとおり、長寿命化計画の中で施設の点検を行うわけでございます。そうした中で、今後の修繕計画等が出てまいりますので、そうしたことをあわせて、今後の給食の方式については考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 先ほどの質問の定義ということについては平行線なので、ただ、皆さんがこの方式を選択した安いという大きな理由の一つについて、前提が崩れるんじゃないかという意見は述べさせていただきます。

次の質問ですが、アレルギー対応について、私たちの教育福祉常任委員会で、めざすと言いましたが、前提となる別ラインは設けないと言われましたが、これじゃ、めざすと言えないんじゃないかと思いますが、その点について、再度答弁をお願いします。

○教育長【鍛代英雄】 先ほど来お答えしていますように、プロポーザル方式をとりますから、そういう提案を募ります。業者のほうで、費用面でそれほど大きくふえないというようなことを前提とした上で、アレルギー対応をするということになれば、そこはやっぱり一つ加点ポイントになるのだらうと思っております。やはりそういった点で、プロポーザル方式というのは、事業者の意欲を喚起するための方法でもございますので、まず、それをやりたいと思っております。それ以外につきましては、以前申し上げましたように、小学校給食についても、実はそういった状況でございます。除去食、代替食はできていない状況でございますので、やっぱり大きな課題だと認識しております。こちらにつきましては、やはりどういった対応ができるのか、先ほどお答えしましたように、しっかり調査研究していく。やはり費用面を念頭に置かないといけませんので、調査研究を進めて、できるだけいい方法を模索したいと思っております。

以上でございます。

○委員【宮脇俊彦議員】 業者の姿勢に任せるということで、市はそれについてどう進めるかという姿勢がないと指摘しておきたいと思っております。

それから、次ですけれども、早く皆さん再三言われます。でも、8年間も給食について放置した、市の、教育委員会のことだと思えるんですけども、それについてはどういうふうに考えられていますか。

○教育長【鍛代英雄】 大変時間がたってしまいました。本市で中学校給食につきまして検討を始めたのは、昨年、教育委員会で決めました導入方針にも記載しておりますけれども、平成17年でございます。そこで一旦いろいろ検討組織等を設けまして、その提言を踏まえまして事務局の案をつくりました。それもデリバリー方式でございました。ただ、当時は加熱方式ではございませんでしたけれども、選択制のデリバリー方式というので実施計画案を作成しました。それが、教育委員会議の議論の中で否決ということになりまして、その後、平成

22年6月に、教育委員会として中学校給食について、どういった方式がいいのか、見解を示そうということで、中学校給食を実施するのであれば、やはりいろんな面ですぐれた方式である自校方式が理想であるということを見解として示したわけです。

その後、自校方式導入に向けまして、教育委員会、事務局としては、全校一斉に、4つの中学校を一斉に実施する方式、また、1年ずつずらして、順次自校方式を実施する方式、2つ案をつくりまして、理事者のほうと調整したところでございますけれども、財政的な課題等も大きくて、基本的には当面は、自校方式の給食は実施できないと。引き続き検討するとともに、当面の対応としてはスクールランチの充実を図るという結論が出ましたので、それ以降、それが平成22年の話でございますので、それから8年でございます。確かに。その間、まず、スクールランチの充実ということで、メニューの問題だとか、栄養価の表示とか、そういった工夫を、業者と調整しながらやりました。あわせまして、中学校給食の方式について検討するために、先進事例の視察も含めて、いろいろと調査研究を進めてきたところでございます。

それで、昨年、平成29年になりまして、そういった調査結果も踏まえて、また方式別の経費試算等も踏まえて、教育委員会の研究会で検討を進めた上で、昨年10月の教育委員会議で導入方針を教育委員会として決定したという経緯でございます。

この間、確かに8年という時間が経過してしまっていて、確かに申しわけないと思っておりますけれども、この間、県内、県外も含めまして、いろんな方式について実地で視察をさせていただくことも含めて、種々検討してまいったことでございますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員【宮脇俊彦議員】 この間、先ほどのいろんな論議の中でも、鎌倉市が大変利用も高いということが示されました。これはやはり市民と一緒に推進委員会というのを、それをどう推進するか、市民の意見も入れて論議をする中でそういう結果が生み出されたと思っております。今度の伊勢原の方式についても、今回はもう教育委員会が決めて、何が何でもこれだというふうに進めております。そうじゃなくて、拙速に予算化すれば、方式が決まりますから、先ほどの論議もあったように。ですから、方式について、デリバリー方式、加熱式、選択制を一旦ストップして、やはり市民と一緒に半年間なり一定期間を置いて論議するという事は考えられないかどうか。それについて見解を伺いたいと思います。

○教育長【鍛代英雄】 お答えします。私どもとしては、種々の要素を考慮しますと、やはり民間事業者の既存施設を活用したデリバリー方式、その加熱式ですね、それが、生徒たちにできるだけ早く安全で安心でおいしい給食を提供するという上では、言葉として適切かどうかはわかりませんが、ベストだと認識しております。したがって、その方式での実施につきましてご理解いただくよう、これまでご説明等してきたところでございます。アンケートにつきましても、そ

の一環でございます。そういった中で、先ほど来、ご質疑の中にもございますような、そういった結果も出ておりますので、一定のご理解はいただいているのだろうと。喫食率につきましても、100%をめざして高めていくことも可能であると判断しているところでございますので、この方式につきまして、できるだけ速やかに早期に実施させていただければありがたいと思っています。

以上です。

○委員【大中学議員】 確認の意味も込めて、2点質問させていただきます。

給食費の支払い方法と注文の方式ですけれども、小学校の給食費は未納が大変大きな問題になっていきますし、注文の方式としては、横浜市は給食の券売機を設置しているというようなことも聞き及んでいきますけれども、伊勢原市はどのような対応をされるのかということと、給食導入後の教育現場の影響ということで、給食の配布、喫食、後片づけと給食に伴う活動時間がふえると思いますが、現状の弁当の時間と給食導入後の昼食時間、それから、教育課程や部活動への影響はないのかということを確認させていただきます。

○学校教育課長【守屋康弘】 まず初めに、給食の注文方法ですが、給食の予約管理システムを導入いたしまして、事前に給食費を納入いただきまして、在校時一括予約も含めて注文ができるような形で対応しますので、事前にお金を払っていただいて注文する形になりますので、未納は発生せず、また、現在、中学校の教職員等が担っております給食費の徴収に係る事務も負担軽減ができるとまず考えております。

次に、昼食時間の関係ですが、デリバリー方式は、基本的に配膳、片づけの時間が短く、教育課程への影響が少ない方式ですが、導入に当たりましては、昼休みの時間を5分程度延ばす必要があると考えます。今後、学校現場と、影響がないように調整してまいりたいと考えているところです。

以上です。（「結構です」の声あり）

○教育長【鍛代英雄】 補足させていただきますと、昼食時間と昼休み時間を分けて考えるか、一緒に考えるかというところがございますけれども、一応日課の中では大体分けています。それを申し上げますと、今、中学校では4時限が終わって5分間休みがあって、それから昼食時間が始まります。それが15分。それで、引き続きいわゆる昼休みというのが大体20分。合わせて35分ぐらいでございます。今でも、弁当ですけれども、15分の昼食時間で食べ切れないような場合には、昼休みに入り込んで教室で食べるのも、もちろんそれはいいとしております。他市の状況などを見ますと、やはり配膳室まで弁当をとりに来て運ぶとかということがありますから、昼食時間を15分から、今申し上げましたように5分程度は延ばす必要があるのかなとは考えているところがございます。ただ、全体の1日の日課、かなりきついですけれども、5分程度であれば、日課への大きな影響はないのだろうと認識してございます。

以上です。

○委員長【山田昌紀議員】 部活への影響とか、そういう話もあったと思うん

ですけれども。

○教育長【鍛代英雄】 教育現場への影響ということだと思いますが、それは、今申し上げましたように、日課への影響ということだと、5分程度は昼食時間を延ばす必要があるかもしれませんが、全体の中で5分程度であれば対応可能なんだろうと思っています。あと、これは教員の働き方改革にも絡む話でございませぬけれども、いわゆる食缶方式という、本市小学校で実施している方式ですけれども、あれですと、食缶に入った料理を教室に運んで、それをめいめいに盛りつけるという作業が必要になります。そこで、場合によっては異物混入などのおそれもあるわけですが、教員は当然それを監督して、そんなことがないようにしているわけですが、デリバリー方式であれば、そういったおそれは、基本的にはございませぬので、給食指導の教員負担というのはですね、それも、今と比べて拡大するといいますか、大きくなるということはないのだろうと。先ほど申し上げましたように、給食費につきましても、予約システムで対応しますので、教員などの負担について、できるだけふえないというような配慮ができています。

以上です。

○委員長【山田昌紀議員】 ほかに。（「なし」の声あり）なしと認めて、質疑を終結いたします。

それでは、本案についての意見等をお願いいたします。

○委員【斉藤裕樹議員】 中学校給食の将来の展望については、今後の社会情勢や教育事情の変化によっては、改めて検討する必要があります。私たちは、弁当が当たり前として育ちました。このことが、全員喫食に踏み切れない抵抗感につながっているのかと思います。その中でも、全員喫食を選んだ自治体では、5年もすると、今度は給食が当たり前になってくるそうです。スムーズな100%喫食をめざすのであれば、思い切った決断も必要があると考えます。

現在は、社会環境の急激な変化により、子どもたちの朝食の欠食や偏食、孤食といったことのほか、飽食の時代とも言われ、過剰な栄養摂取と運動不足による肥満、塩分の摂取過剰、カルシウム不足等という栄養の偏りという、家庭での食生活の乱れが問題となっており、学校教育の中で、学校給食を中心とした健康教育の一環としての食育の充実が強く求められています。

給食を通して、生徒に正しい食生活の理解と健康増進を図る上で、学校給食の果たす役割と意義は大きいものの、経費面での負担も大きいと思われまます。伊勢原市の財政状況も大変厳しい状況にあります。全ての生徒にとって安全安心でおいしい給食の実現に努められるよう望み、賛成の意見といたします。

○委員【宮脇俊彦議員】 では、今回の中学校給食導入にかかわる補正予算案について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

今回の提案は、本来であれば、どういう方式で導入するのかについて、市民、保護者、教育関係者、議会の意見を結集して、方式の決定を行うことが必要です。そして、その後、補正予算を組むべきものと考えます。教育委員会が、昨年10

月の教育委員会議で方式を選択制デリバリー方式に決め、その後はその方針を前提にアンケートをとり、今回の補正予算で、市民の意見を結集することなく、選択制デリバリー加熱方式を決めてしまおうとするものです。こうしたことは、やるべきではありません。市民の中から、小学校と同様の自校方式の完全給食を求める署名運動が取り組まれ、2000筆を超える署名が集められています。先日、市長に提出されています。

今回の質疑では、市、教育委員会の責務として、中学生全員に給食提供の義務があることが確認されました。また、教育の視点から、学校給食法及び食育基本法の視点から、中学校の食育に貢献し、また、経費の視点から、全員喫食で換算すれば、自校方式の完全給食のほうが、選択制デリバリー方式よりも安価で実現できる可能性があることが指摘されました。さらに、市の資産として給食施設が残り、地元の人の採用、地元の食材の利用につながるなど、市内に金が循環する施策にもつながる、こういう指摘もされました。

しかし、残念ながら、こうした提案も受けとめる姿勢は示されませんでした。喫食率100%をめざすとの回答でしたが、遅くとも10年後には全員喫食が実現するのかなどの質問にも、歯切れのよい回答はありませんでした。結局、全員喫食はお題目だけで、実行性は疑われるものです。市が選択した選択制デリバリー方式は、試算表の数字から、安いということに対する疑問が明らかになりました。早い、安い、もう一つの早い、8年間給食問題を放置してきた教育委員会こそが責任が問われていることです。最初にも述べましたように、どういう方式で導入するのかについて、半年間なり一定期間、市民、保護者、教育関係者、議会の意見を結集して、方式の決定を行うこと。その後、補正予算を組み、実施に向けた取り組みをすることこそ必要であると判断します。

よって、今回の補正予算案には反対を表明します。

○委員【土山由美子議員】 子育て家庭への支援、また、貧困対策として、中学校給食の早期実施は重要であると考えます。しかし、喫食率の目標を30%とすることは、貧困対策としては不十分であり、食育としても疑問です。アンケート結果からも、30%以上の喫食率は見込まれるのではないのでしょうか。30%を前提とすることで、せっきくの期待感が損なわれることが懸念されるほか、喫食率の向上にも影響するのではないかと心配されます。注文したいという気持ちを損なう態度での滑り出しとならないかが懸念されます。また、アレルギーの増加は、これまで築いてきた社会のあり方が問われることで、個人的問題を超えているものと言えます。その影響が子どもたちに及んでいるとすれば、責任において対策を考える姿勢が問われるのではないのでしょうか。せっきく実現にこぎ着けようとしている中学校給食ですので、大いに期待に応えようとする姿勢で臨むべきであることを申し述べて、賛成といたします。

○委員【大中学議員】 今回、中学校給食の方式として加熱式デリバリー方式を採用した補正予算が上程されました。食育の視点、貧困世帯、生徒への安心安全な食の提供を考えると、早期に実現することが最も大切なことということで、

本方式は妥当な方式であることを考えております。ただし、喫食率30%の考えはまだ納得できるものではありませんが、早急に100%、全員喫食を実現すべきであるということを意見として付させていただきます。

さらに、小学校の給食室、昭和40年代建設が1校、昭和50年代5校、昭和60年代1校と、30年、40年、50年経過した施設が7割を占めております。既存施設をできるだけ長く使っていくと答弁がありましたけれども、既に50年経過している施設があることは事実であります。更新時期は目前に来ていると考えるのが普通ではないでしょうか。小学校給食の方式として自校方式を続けるのか、中学校給食とともに提供できるデリバリー、またはセンター方式にシフトするのか、どのような方式にするにしても、更新には莫大な財政負担が強いられてきます。小学校給食室の更新を視野に入れた取り組みがなされるべきであります。

そのようなことを考えて、中学校4校への給食の早期実現をめざして、そして、安心安全な給食の提供を確実に取り組んでいくことを要望いたしまして、本議案に対する賛成の意見といたします。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 それでは、議案第81号について、意見を述べさせていただきます。

本議案は、中学校給食導入に係る経費の補正とのことですが、本市にとって、中学校給食の導入は長年の課題であり、市民にとってはとても関心が高い内容であります。加熱式デリバリー方式の選択制で中学校給食を試行するため、まずは配膳室の設計費用等について補正予算を計上しましたが、さまざまな課題が残っています。

中学校給食の喫食率について、100%をめざすことを保護者にも説明していくとのことですが、中学生は多感な年ごろでもあり、喫食率を上げていくことに細かな配慮をしていく必要があると考えます。また、アレルギー対応については、先進事例を調査、研究していくということですが、本当に実行していかなければ、中学校給食導入に対して後発の本市の取り組みとしては、市民の期待は大きいと考えます。ぜひ委託契約時には、民間事業者に対して、具体的な契約内容として、喫食率100%をめざすことや、アレルギー対応の実施を確認することを要望します。

さらに、給食施設の長寿命化計画について、現在の施設を必要な修繕をしながら、なるべく長く活用していくとのことですが、本市の現状を鑑みて、財源が不足していることは承知しておりますが、他市も厳しい状況の中、将来の経費を検討した上で給食をセンター方式として実施していると考えます。本市も将来的にはセンター方式の導入を計画していくことに期待いたします。

さまざまな課題がありますが、何よりも中学校給食の導入を早期に望む市民の声が多いことから、一つ一つの課題を丁寧に解決していくことを要望します。

以上の理由から、本議案については採択といたします。

○委員長【山田昌紀議員】 ほかに発言はありますか。（「なし」の声あ



り) なしと認めます。

これより採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【山田昌紀議員】 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、議案第81号についての審査は終了いたしました。教育長並びに執行者の皆様、ご苦労さまでした。

ここで、暫時休憩いたします。

午前 11 時 47 分 休憩

---

午後 1 時 再開

議 題 陳情第21号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働  
の改善を求める陳情

結 果 採 択

○委員長【山田昌紀議員】 再開いたします。

次に、「陳情第21号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【斉藤裕樹議員】 それでは、「陳情第21号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情」について、意見を述べさせていただきます。

昨年にも提出されています陳情では、医師、看護師、医療技術職、介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること、夜勤回数の規則、夜勤労働の短縮、介護職員の1人夜勤の早期解決、また、これらの方々の増員を図り、勤務環境や労働時間短縮の改善を図ることが挙げられています。

陳情趣旨にも述べられているように、看護師をやめたいと考える人は、後を絶ちません。一人一人への密な看護が必要になるなど、看護師の負担はふえています。また、看護師の多くは、人間関係が理由で職場を離れることがあると聞いています。看護師をやめさせないようにするためには、やめたい本当の理由を知ることが重要であると思います。子育てや体調不良を抱えている場合など、家庭と仕事の両立、健康面でのサポートなど、安全安心に仕事ができる環境をつくる必要があります。

技術の発達につれ、医療は専門に特化してきました。看護師も、医師ほどではありませんが、認定看護師や専門看護師など、専門に特化してきています。近年ふえている在宅看護や訪問介護も、専門分野の看護師と言えるでしょう。医学の進歩とともに、医療従事者の専門性は高まり、チームで相互協力を行うため、結果的に業務の密度がふえているのが現状です。政府も働き方改革で長時間労働の是正などを掲げていますが、看護師の離職率の高さが労働環境にあり、その改善が必要であることは間違いありません。

よって、本陳情は採択するべきものと考えます。

○委員【宮脇俊彦議員】 私は、日本共産党伊勢原市会議員団を代表して、「陳情第21号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情」に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

本陳情は、4項目を求めています。1、2項目目は、さきの議員から話がありましたが、3項目目は、患者、利用者の負担を軽減すること、4項目目は、費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること、以上4点を求めています。

厚生労働省は、医療従事者の勤務環境のため、取り組みを促進してきました。また、医療勤務環境改善に関する改正医療法の規定では、勤務環境改善に向けた各医療機関の取り組みを支援するよう、都道府県に求めています。国際労働機関（ILO）は、看護職員勧告において、1日の労働時間は8時間以内、勤務と勤務の間に、少なくとも連続12時間以上の休息期間を設けるという勧告をしています。日本政府は、この勧告を実施するためにも、最大限努力する必要があると思います。

長時間夜勤については、心身に与える有害性が科学的にも明らかになっています。健康リスクとしては、短期的には慢性疲労や感情障害、中期的には循環器疾患や糖尿病、長期的には発がん性が指摘され、安全性の点でも、夜勤帯の作業は酒気帯び運転以上のリスクがあると指摘されています。しかし、医療、介護の現場では、24時間365日、命と健康を守るために夜勤交替制勤務は避けられない職場でもあります。患者、利用者の安全を守るためにも、看護要員の健康を守るためにも、実効性ある規制が必要です。

しかし、日本医療労働組合連合会が実施した看護職員の労働実態調査結果では、「慢性疲労」71.1%、「仕事をやめたいと思う」74.9%という看護師の実態や、医療提供についても、「十分な看護ができていない」50.8%、「ミス、ニアミスの経験がある」82.9%という事態に陥っていることが示されており、2013年の調査より改善が進んでいません。

病床削減についても、費用削減を目的にするのではなく、国民の健康と命を守るという視点から、地域医療に必要な病床の確保を行っていくことが必要と考えます。これらは、一事業者、病院、施設の努力で改善できるものではなく、国として具体的な勤務環境の改善を図るために、看護師などの増員計画や医療従事者の確保対策、労働規制などを行っていくことが必要と考えます。新年度予算の中で、国は診療報酬の削減を考えていることが報道されています。国民にとって不要な大型開発事業よりも、国民の暮らしや命を守ることにこそ予算を使うべきと考えます。

以上の理由から、本陳情に賛成の意見とします。

○委員【土山由美子議員】 陳情第21号について、意見を述べます。

医療や介護は、高齢化社会において、高齢者自身の生活を支える最も大切な要素です。その医療、介護現場の人手不足については、かなり以前から指摘がありながら、長年抜本的な改善が行われないまま、今日に至っています。しかも、本格的な人口減少社会に突入していることを考えるならば、労働環境を改善し、働き続けられる職場環境を構築することが強く求められます。2017年の日本医療労働組合連合会の10万4672人の看護職員に対する調査では、2交替勤務のうち16時間以上の長時間夜勤の割合が43.1%であり、勤務間のインターバルが8時間未満の割合が49.0%という結果です。このような勤務実態を背景に、慢性疲労を抱えている看護師が71.7%、健康不安の訴えが67.5%、74.9%の看護師が仕事をやめたいと思いながら働いている実態は、医療ミス

を招きかねないことであり、安全面からも看過できないものです。

また、介護現場における長時間夜勤の割合はさらに高く、小規模施設では、1人体制の夜勤が恒常的に行われているとのこと。介護職の人材不足は、全産業との比較で10万円とも言われる賃金の低さも重なり、厳しいものとなっています。介護の必要性を考え、誰もが安心して医療、介護を利用することができるよう、抜本的に改革することが必要です。

陳情項目にある、医師、看護師、医療技術職、介護職の増員、労働環境の改善等は必要であると考え、賛成いたします。

○委員【中山真由美議員】 それでは、陳情第21号について、意見を述べさせていただきます。

政府主導による働き方改革が進み始めており、医師、看護師等の医療や介護事業者の勤務環境の改善は、喫緊の課題であります。団塊の世代が後期高齢者となる2025年、3人に1人が65歳以上の超高齢社会となります。さらに、医療や介護、福祉サービスの需要が高まる一方で、慢性的な看護師不足の状態では、十分な看護や福祉サービスを受けることはできません。また、医療事故のリスクを高める可能性もあります。

厚生労働省が設置した看護師等の「雇用の質」の向上に関する省内プロジェクトチームでは、雇用の質向上の必要性について、特に長時間労働や当直、夜勤・交代勤務など厳しい勤務環境にある医師や看護職員等が健康で安心して働くことができる環境整備が喫緊の課題となっているとして、取り組みの基本姿勢、めざす姿実現に向けた当面の取り組み方針などを記した報告書をまとめました。それにより医療機関では、労働時間、休日数、年次有給休暇に関する事項や労働者の健康と生活に配慮するとともに、多様な働き方に対応すべく、交替制の運用面の工夫、所定時間外労働の削減等の取り組みにより、十分な勤務時間の確保を含め、より負担の少ない交替制に向けた取り組みの検討が行われています。また、行政では、医療現場の労使の主体的な取り組みを促進する観点から、労働基準法令の遵守等に関する研修会の開催及び労働時間設定改善コンサルタントによる支援等を実施するよう明確化されるなどの法整備が行われています。また、看護師の増員策としては、看護師等学校養成所の運営費補助を行い、看護師等の養成の促進や再就業を支援するための研修を実施してきましたが、さらに、地域医療構想実現に向けた医療機関の施設、設備の整備や、医療、介護従事者の確保、養成の拡充が必要と考えます。

このような理由から、本陳情は採択といたします。

○委員長【山田昌紀議員】 ほかに発言はありますか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は、不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【山田昌紀議員】 挙手全員。よって、本件は採択することに決定いたしました。

議 題 陳情第22号 「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のため  
に国に対し意見書の提出を求める陳情

結 果 採 択

○委員長【山田昌紀議員】 次に、「陳情第22号、『介護労働者の労働環境及び処遇の改善』のために国に対し意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりであります。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【大中学議員】 それでは、「陳情第22号、『介護労働者の労働環境及び処遇の改善』のために国に対し意見書の提出を求める陳情」について、意見を述べます。

陳情趣旨において述べられているとおり、介護の人材確保、離職防止策は、喫緊の課題となっていることは事実であります。高齢化社会、超高齢化社会を迎えている中、ピークとなる2025年には240万人余の介護職員が必要との推計が出ている中で、介護職員の確保は重要な課題となっております。しかしながら、介護労働者の置かれている環境は決して恵まれているものとは思えません。よりよい介護を志して介護職の道を選択しても、精神的、肉体的にきつい労働であるにもかかわらず、相対的に低賃金で、そのため離職率も高く、介護人材の確保がままならない。その結果、入所者への十分なケアを行うことができず、ますます労働環境が悪化してしまうという負のスパイラルに陥っているものと考えております。今、日本が迎えている高齢化社会に対して、全ての国民が安心して暮らせる社会を実現するためにも、介護を担う職員の労働環境の改善には早急に取り組まなければならない問題と考えます。

よって、本陳情は採択すべきものといいたします。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 私は、日本共産党伊勢原市会議員団を代表して、「陳情第22号、『介護労働者の労働環境及び処遇の改善』のために国に対し意見書の提出を求める陳情」に、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

本陳情は、1、介護現場で働く全ての労働者の処遇改善を講じること。その際、賃金水準の引き上げの実効性を確保するために「ベースアップ」を要件とすること。処遇改善の費用は国費で賄うこと。2、介護保険施設の介護職員及び看護職員の人員配置に関する基準省令について、現行の「利用者3人に対して1人以上」を実態に合わせて「利用者2人に対して1人以上」に引き上げること。夜間の人員配置要件を改善し、1人夜勤は解消すること。3、上記項目を保障するため、介護報酬の引き上げを行うこと。同時に、保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること、以上3点です。

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保、離職防止は喫緊の課題となっています。介護労働者の人員確保、離職防止を進めていく上で、労働環境の整備が重要であることは、福祉人材確保方針の基本方針の中でも示されています。これまで政府は、数次にわたって人材確保対策として処遇改善を実施してきました。しかし、平成29年度介護従事者処遇改善等調査では、給与表の改定を行った事業所は2割にとどまっており、介護従事者全体の賃金水準を引き上げるものにはなっていません。介護労働者の処遇改善について、国は介護労働者の処遇改善をしていると言っていますが、2015年の事業所に対する介護報酬の引き下げにより、大きな改善は図られていないのが実情ではないでしょうか。介護従事者が働きがいがあると仕事を選びながら、3年未満で7割以上が離職せざるを得なくなっている一方、家族などを介護するために、若年層も含め、年間10万人が仕事をやめている実態があります。これは、社会にとって大きな損失であり、国がしっかりと支える方向に介護制度を切りかえるべきであると考えます。そうした方向に合致しているのが、本陳情ではないでしょうか。

以上の理由から、本陳情は採択すべきと考えます。

○委員【土山由美子議員】 陳情第22号について、意見を述べます。

介護人材の不足の指摘は常にあり、「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」によると、2025年度末には34万人の需給ギャップに及ぶとのことですが、異なる調査機関の結果では、さらに厳しい数字も目にいたします。また、「2025年に向けた介護人材に係る需給推計について」においても、厚労省による介護職員の充足率は、2017年度94%、2020年度91.1%、2025年度85.1%と年々下がり続ける推計となっており、介護サービスの需要に対して、人材の供給が追いつかないという、ゆゆしき事態が見込まれるものです。

本陳情にあるとおり、これまでの国の取り組んできた介護従事者の処遇改善対策は不十分であり、抜本的な人材確保対策が必要であることは間違いありません。これまでの処遇改善加算は、届け出をしない理由として、事務作業が煩雑という声が多く、介護現場では、労働力を割くことが難しい実態があります。また、加算を得ても、分配方法は事業所に任されているので、勤務年数などで差をつけられるなど、実際には働く人の給料の向上にはさほどつながらないケースもあるといった状況です。

先ほどの陳情第21号でも指摘したとおり、介護報酬の大幅な引き上げや労働環境の整備も重要ですが、日本介護福祉士会の2016年のアンケート調査では、転職者に理由を尋ねた結果があります。35%が職場の人間関係、33%が職場の運営方針であり、給与面の不満30%を上回りました。上智大学の栃本一三郎教授は、介護で働く人が賃金以外の要素を大事に考えていることに注目すべきだと指摘しています。福祉分野も同様であると考えますが、もともと高い志で介護職を選んだ人たちも多くいることは忘れてはならないと思います。

福祉は本来、公の役割であることに立ち返り、偏った税金の使い方を是正し、

その責任において改善することを求める本陳情に賛成し、国に意見書提出するべきであると考えます。

○委員【中山真由美議員】 それでは、陳情第22号について、意見を述べさせていただきます。

現在、超高齢化社会が進展する中で、介護に従事される方々の負担、ご苦労は理解しているところでございます。2015年4月の診療報酬改定では、病床機能再編と在宅医療を充実する方向となり、今後はさらに介護ニーズが増大、質の高い介護サービスの確保が必要となることが予想されます。

政府主導による働き方改革が進み始めていることも踏まえ、現場で働く介護職員の処遇改善を図るために、介護職員処遇改善加算が拡充され、介護職員1人月額12000円分が、必要な要件を満たせば加算できることになりました。しかし、介護現場では、人材不足により、年次有給休暇はもとより、公休すら計画どおりに取得できない実態があることは承知しております。社会保障費は、2012年度で約109兆円に上り、介護保険制度が始まった2000年度から30兆円もふえ、これが2025年には約149兆円にまで増大すると、厚生労働省は予測しています。

公明党としても、地域の包括的かつ継続的な在宅医療、介護の提供体制をつくり、地域密着型サービス施設などの整備を進め、介護人材の確保に向けてキャリアアップ研修の支援や、ロボットやAIなどの導入により介護人材の労働環境、処遇の改善を図っております。また、非正規で働く人のキャリアアップにつながる能力機会を拡大し、希望する仕事や職種につけるように支援を強化してまいります。

国としては、離職した介護職員の再就職支援の貸付制度を設けるとともに、介護職員をめざす学生などへの修学資金貸付制度の拡充をいたします。今後はワーク・ライフ・バランスを推進し、子育てや介護などを両立しながら働ける働き方改革を行い、重労働の介護の現場に介護ロボットの導入を積極的に進めることで、介護基盤の充実、強化を推進していくことなど対策をしておりますが、さらに、地域医療構想実現に向けた医療機関の施設、設備の整備や、医療、介護従事者の確保、養成の拡充が必要と考えます。

このような理由から、本陳情は採択といたします。

○委員長【山田昌紀議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は、不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【山田昌紀議員】 挙手全員。よって、本件は採択することに決定いたしました。



議 題 陳情第26号 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出  
を求める陳情

結 果 不採択

○委員長【山田昌紀議員】 次に、「陳情第26号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりであります。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【斉藤裕樹議員】 「陳情第26号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」について、意見を述べさせていただきます。

私立学校では、それぞれ建学の精神と教育方針に基づき、特色ある教育を実施しています。神奈川県内108万人の児童生徒のうち、約25%の児童生徒の教育を受け持っており、神奈川県では私立学校に対してさまざまな助成を行っています。

この陳情に対しては、去年もこういう形で提出されていますが、内容を見ると、神奈川県の公立中学校卒業生の全日制高等学校進学率が90.7%と、とても高いとは言えない水準が続いていますと書いてありますが、これらについては、学費の問題だけでなく、学費以外のさまざまな要因が入っていると考えます。単純に神奈川県に対して拡充ということではないと思います。神奈川県でも私立学校に対する助成の考え方として、教育条件の維持及び向上、修学上の経済的負担の軽減、学校経営の健全性の向上の3つを柱として、さまざまな助成を行っていることから、今回の陳情については不採択にすべきものと考えます。

○委員【宮脇俊彦議員】 私は、日本共産党伊勢原市議員団を代表して、「陳情第26号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

本陳情は、昨年につき、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するために、また、教育の機会均等を保障するものとしても、私学助成を県に求めるものです。

2017年度、政府は私立高等学校の授業料無償化を盛り込んだ、新しい経済対策パッケージを閣議決定しました。これに先行して神奈川県では、今年度から年収590万円未満世帯については、国の就学支援金と神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金を合わせて、私立高等学校の平均授業料相当額まで補助され、授業料無償化が実現しました。しかし、生活保護世帯でも年間26万円の自己負担が必要です。就学支援金、神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金があっても、私学を希望する生徒、保護者にとって重い学費負担があり、学費負担が可能な世帯でも、不測の事態が起こって家計が急変すれば、授業料の納入に支障を来す状況です。

神奈川県の私立学校への生徒1人当たりの経常費補助金は、全国でも数少ない国基準（国庫補助と地方交付税交付金の合計額）以下であり、私立高等学校では

国基準 33万1806円に対し 31万5604円、中学校は国基準 32万4345円に対し 22万9874円、小学校は同じく 32万2828円に対し 22万9572円、幼稚園では同じように 18万4888円に対し 16万5815円と、全ての校種で全国最下位水準の助成額です。このため、神奈川県私立高等学校の入学金を除く平均学費は約 70万円と、関東で最も高く、全国的にも極めて高い学費のままです。私立高等学校の無償化はまだ達成しているとは言えず、これからにかかっています。

経済格差が広がり、貧困化が深刻な状況になる中、支援金や補助金があっても、生徒や保護者にとっては重い負担です。また、生活の苦しい世帯や低所得世帯から私立高校へ行く割合も高い状況となっており、私学助成の改善によって私学経営の安定化、保護者への負担を減らし、全ての子どもたちの学ぶ権利を保障し、教育の機会均等を実現することにつながります。

そのためにも、私学助成の一層の充実を国や県に求めることが大切と判断し、本陳情は採択すべきと考えます。

○委員【土山由美子議員】 それでは、陳情第 26号について、意見を申し述べます。

私立学校といっても、豊かな教育内容を求める家庭が選択する場合と、高等学校進学の際に公立学校への進学がかなわない場合の受入先が私立学校である場合には背景が異なることを留意する必要があります。

神奈川県では、年収 590万円未満の世帯では、国の就学支援金と神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金を合わせて、平均授業料の実質無償化が実現しました。しかし、学校の運営への補助金である経常費補助額は、幼稚園と小学校、中学校、高等学校全てで国基準にも満たない、全国最下位のレベルです。また、この地震国において、耐震構造など児童生徒の安全面に関することが保護者の負担とされ、公の責任が果たされていないことは問題です。一方、同じ首都圏に属する近隣の東京都、埼玉県では、学費補助の対象に施設整備費を含め、補助額を拡充していて、首都に隣接する県としての教育への姿勢が問われるのではないのでしょうか。生活保護世帯でも年間約 26万円の自己負担が必要であり、生活保護世帯ではなくても、年収の低い世帯にとっての重負担は、子どもたちの学ぶ権利を脅かす可能性があり、改善が必要であることは当然であると考えます。また、陳情は全ての子どもたちの学ぶ権利を保障すべきと主張しており、それについては全面的に賛成します。さらに、在日外国人学校に適用している高校無償化の制度を、県内の朝鮮学校に関してのみ実施していないことは、国籍にかかわらず、地域に暮らす子どもを育むといった観点や県の多文化共生社会の構築の面からも是正すべきであると考えます。

本陳情に対しては賛成し、意見書を提出すべきであると考えます。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 それでは、陳情第 26号について意見を述べさせていただきます。

教育基本法第6条には、法律に定める学校は公の性質を持つとされており、国や地方公共団体のほか、法律に定める法人のみがこれを設置できるとされています。日本は私学の高校生1人あたりに使われる公費は低い水準であり、学費の保護者負担が大変に大きいものとなっています。また、低所得世帯ほど私立高校に入学する割合が高くなっており、高学費が原因で、私立高校を断念せざるを得ないという現状もあります。しかし、神奈川県においても、平成26年度より国庫補助や県独自の学費補助金が拡大され、入学金の補助額も拡大されました。また、保護者に不測の事態が起こったときなどには、返還不要の緊急支援補助金や学び直し支援金が拡充されています。特に家庭の経済事情による教育格差をなくすために、教育機会均等の確保、教育費負担の軽減は重要であり、給付型奨学金等、成績にかかわらず、必要とする全ての大学生が受けられるよう実施されており、返還不要の高校生等奨学給付金や貸付制度も設けられ、徐々に拡大しております。また、幼児教育の無償化等、国の大綱をもとに、各都道府県が支援計画をつくるという段階に入っています。

こうした国や県の動向をまずは注視すべきと考え、陳情第26号は不採択といたします。

○委員長【山田昌紀議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は、不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【山田昌紀議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

議 題 陳情第27号 国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

結 果 不採択

○委員長【山田昌紀議員】 次に、「陳情第27号、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりであります。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【大中学議員】 それでは、「陳情第27号、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」について、意見を述べていきます。

教育ニーズの多様化により、進学先に私学を選択し、子どもの個性に合った学校に通わせる家庭がふえる一方、高額な学費が原因で私立高校進学を断念せざるを得ない家庭があることも承知しております。私立高校では、設立理念に沿って、公立学校とは違った特色を打ち出して、子どもたちを教育する取り組みがなされています。そのため、私学における教育費は、公立高校より授業費等が高くなるざるを得ないことも事実であります。

私立学校振興助成法第1条は、国における私学助成について、1、私学の教育条件の維持及び向上、2、学生等の修学上の経済的負担の軽減、3、私学経営の健全性の向上を目的としています。国及び県は、私立学校を設置する学校法人に対し、私立大学等経常費補助金、私立高等学校等経常費助成費補助費、私立学校施設設備整備補助金、私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金等を交付し、私学助成に取り組んでいます。

一方、社会全体の経済格差が広がり、低所得者世帯では教育費が大きな負担となっていることも事実であります。しかし、この問題は私学助成とは別の問題であり、低所得者世帯も安心して教育を受けられ、経済的な負担を軽減する目的のために就学助成金制度が導入され、さらに生活保護世帯や住民税非課税世帯には返済不要の給付金を支給する奨学給付金制度が導入されています。

上記のようなことを考えると、単に私学に対し助成すればよいという問題ではなく、受験に際して経済的弱者を救済する施策、公立学校をより魅力的なものとする施策、さらに、奨学金制度をより充実する施策と多方面の取り組みが必要であるものと考え、本陳情は不採択の意見とします。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 私は、日本共産党伊勢原市会議員団を代表して、「陳情第27号、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

2010年度から実施され、2014年度に加算支給と対象世帯を拡大した就学支援金制度と、2014年度から実施されている奨学のための給付金により、学費の公私間格差は一定程度是正されました。さらに昨年度から、国による私立

小学校に通う生徒に対する補助金制度が新設されました。しかし、私立高校の学費は就学支援金分を差し引いても、全国平均で初年度納付金額61万円、入学金を除いても年額44万8000円と高額な負担が残ると陳情理由に述べられているように、私学に通う生徒、保護者には大きな負担がかかっています。また、学費に自治体間格差も存在しています。この格差をなくしていくには、国の就学支援金制度の充実が求められています。2017年度、政府は私立高等学校の授業料無償化を盛り込んだ、新しい経済政策パッケージを閣議決定しました。これを前提に、2018年度は幾つかの自治体で授業料免除制度を改善する動きがありました。しかし、財源の格差により、制度の変わらない自治体も多く残されています。学費の自治体間格差解消のため、2020年とされている私立高等学校の授業料無償化の実施を一刻でも早く前倒しすることが求められています。

また、国際的にも教育への公的支出が低過ぎるため、日本では世界でも異常な高学費や劣悪な教育、研究条件になっています。私学助成については、神奈川県のように国際基準以下の自治体もあります。今後、国の教育水準向上や、何よりも子どもたちの学ぶ権利、教育の機会均等を実現するためにも、国が私学助成の一層の充実を図ることは当然です。

よって、本陳情は採択すべきと考えます。

○委員【土山由美子議員】 陳情第27号について、意見を述べます。

高校の3割を超える生徒が私立高校に通い、幼児教育と大学教育は8割を私学教育が担い、私学は公教育の場としての役割を果たしているにもかかわらず、教育条件の整備の多くは保護者の学納金負担に委ねられていると陳情提出者は指摘しています。厚生労働省、国民生活基礎調査によりますと、所得については、統計開始の1995年（平成7年）がピークでありましたが、2015年（平成27年）までの20年間、所得の中央値と平均値は下がり続け、国民の生活は貧しくなり、国全体が貧困化していることが示されています。

このような状況にある中、未来を担う子どもたちの教育予算はいまだにOECD諸国の中で、日本は最下位を低迷し、保護者負担で支えなければならない危うい状況です。本格的な人口減少社会に突入している中、教育への予算配分の充実は、将来の社会を左右する重要な問題です。また、陳情第26号でも指摘しましたが、子どもの権利条約の理念は、国連からの勧告を受けていることから、朝鮮学校においても実現されなければならないと考えます。公私の学費格差をさらに改善し、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を要望する意見書を提出することに賛成いたします。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 それでは、陳情第27号について、意見を述べさせていただきます。

教育基本法第8条には、教育の機会均等を図るため、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならないと定められています。近年ますます国際化、高度情報化

する社会の中で、多様化する国民のニーズに応じた特色ある個性豊かな活動を展開し、各校創立者の教育の理念と方針により、生徒一人一人に適した学習とその特性を伸ばす教育を行う私学に進学することを選択される生徒も多くなっています。

本陳情にもありましたように、日本においては、私学に対する公費助成が低い状況にあります。少子高齢化社会になった現代において、未来を担う子どもたちへの支援に国も動き出しています。特に家庭の経済事情による教育格差をなくすために、教育機会均等の確保、教育費負担の軽減は重要であり、給付型奨学金等、成績にかかわらず、必要とする全ての大学生が受けられるよう実施されています。また、幼児教育の無償化や高校生等奨学給付金の拡充等の推進により、学校の選択を保護者の経済的な理由から断念させてしまうことがないよう、国の大綱をもとに各都道府県が支援計画をつくるという段階に入っています。こうした国の動向をまずは注視すべきと考え、陳情第27号は不採択といたします。

○委員長【山田昌紀議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は、不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【山田昌紀議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【山田昌紀議員】 ご異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。

午後1時43分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成30年12月11日

教育福祉常任委員会

委員長 山 田 昌 紀